

北区多文化共生指針策定検討会（第5回）次第

（平成30年6月5日開催）

1. 開 会

2. 資料説明

パブリックコメントの実施結果について

（意見の要旨・区の考え方）

東京都北区多文化共生指針（最終案）

3. 報告事項

北区の外国人人口（5月1日現在）

ロゼの発表内容について

平成30年度自治体外国人施策の実務（JIAM研修参加）

政策提案協働事業の募集について（7月から）

区民意識・意向調査の設問について

インターカルチュラル・シティ浜松

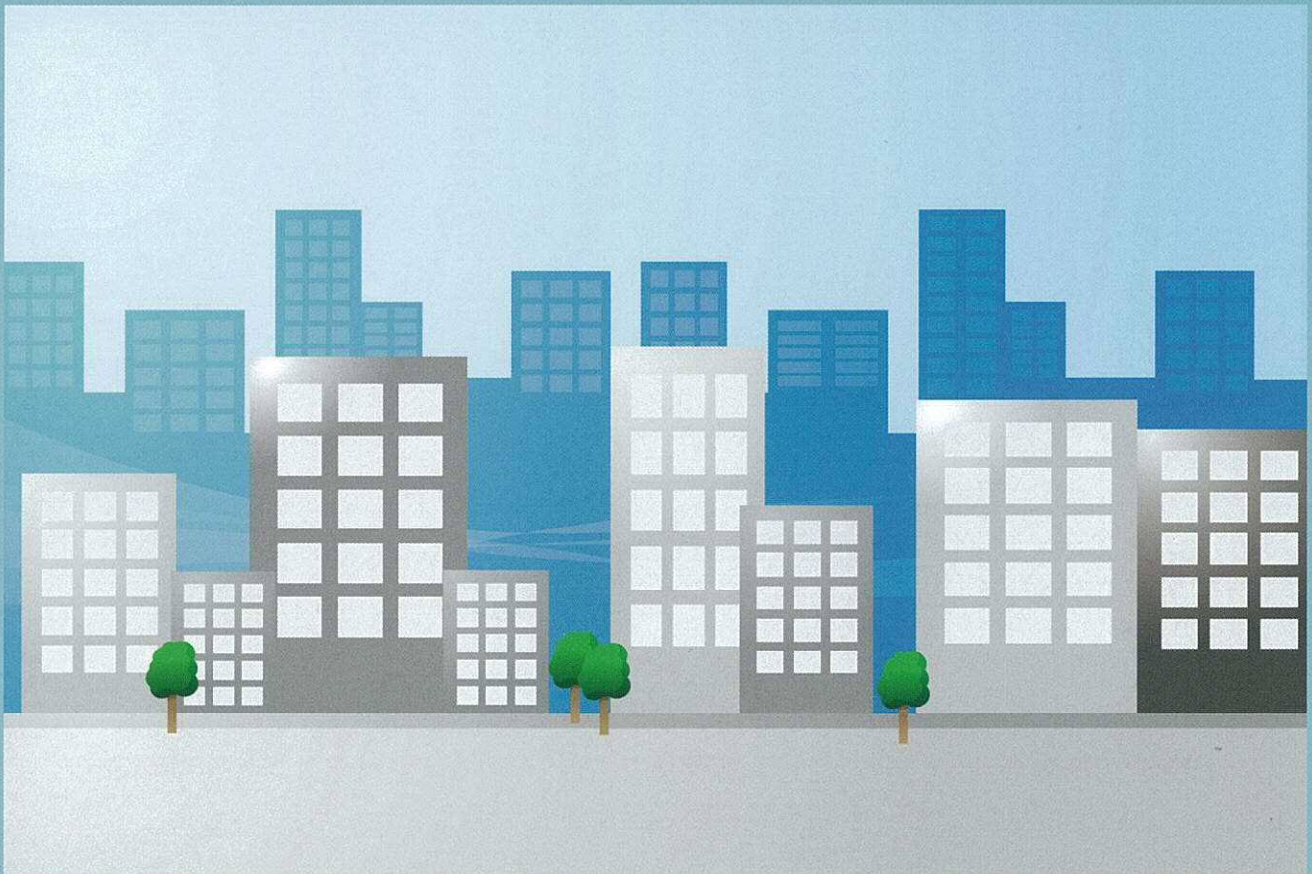
東京人5月号

4. その他

次回の予定

平成 30 年度 北区政策提案協働事業募集（平成 31 年度実施事業）

協働まちづくり提案大募集！



北区地域振興部地域振興課地域振興係 政策提案協働事業募集担当

〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とぴあ 10 階
電話：03 (5390) 0093 ファクス：03 (5390) 0097
メール：chiikishinko-ka@city.kita.lg.jp



NPO やボランティア団体等と区が協働してまちづくりを進める
「北区政策提案協働事業」を募集します。
皆様の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした提案で、地域の
課題解決にともに取り組みましょう。

◇対象事業 地域課題の解決に向け、新たな視点で取り組むことのできる事業

①自由提案事業

団体の自由な発想により提案する事業

②課題提案事業

区が提起した課題に対して提案する事業（※課題については最終面をご覧ください）

◇募集期間 平成30年7月2日（月）～平成30年8月3日（金）

◇事業実施期間

平成31年4月1日（月）から1年間に実施する事業が対象になります。

また、実施期間を越えて行われる事業についても申請することができます。この政策提案協働事業では、協働のモデル事業として最長3年間実施することができますが、継続する必要があるかについては毎年検討します。提案事業が2年以上に渡る場合は、継続期間分の事業計画書及び収支予算書についても合わせて提出していただきます。

◇事業経費

事業経費のうち区が負担する額は、年間300万円を上限とします。

この事業費は、提案団体と区の双方の経費になり、その割合は提案団体と主管課とのヒアリングの際に検討します。事業を継続する場合の区が負担する事業費については、2年間の事業の場合は計500万円、3年間の事業の場合は計650万円を上限とし、その範囲内で各年度間の区の負担額を決めます。ただし、1年間300万円を上限とします。

◇選定方法

提案団体と提案に関連する主管課とのヒアリングを実施した上で審査を行います。

①一次審査（書類審査）

②二次審査（公開プレゼンテーション・質疑応答）

審査は、北区協働地域づくり推進事業選定委員会が行います。

◇対象となる要件 団体要件と事業要件を満たしている必要があります。

① 団体要件（すべて満たす必要あり）

- 原則として、北区内に主たる事務所又は活動拠点を有すること。
- 5人以上で構成されていること。
- 団体の運営に関する規則などが整っていること。
- 予算、決算が適正に行われていること。
- 公共の利益を目的とした活動を行う団体であること。
- 公共の利益を目的とした活動の実績又は協働事業を遂行できる能力を有すること。
- 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- 暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

② 事業要件

- 区の地域課題の解決に向け、新たな視点で提案団体と区が取り組むことのできる事業。
- 提案団体の特性を活かして提案団体が主体的に取り組める事業。
- 提案事業に対する活動経験があり、一定の手法による実施が見込まれる事業。
- 区と協働で取り組むことにより高い事業成果が期待できる事業。
- 実施年度内に一定の成果が期待できる事業。
- 区民福祉の向上に寄与する事業。

◇申請書類（募集要項）

5月18日（金）から地域振興課、各地域振興室、北区NPO・ボランティアぷらざで配布します。

北区ホームページからもダウンロードできます。（北区政策提案協働事業の募集）

北区ホームページにて **政策提案 募集要項** **検索**

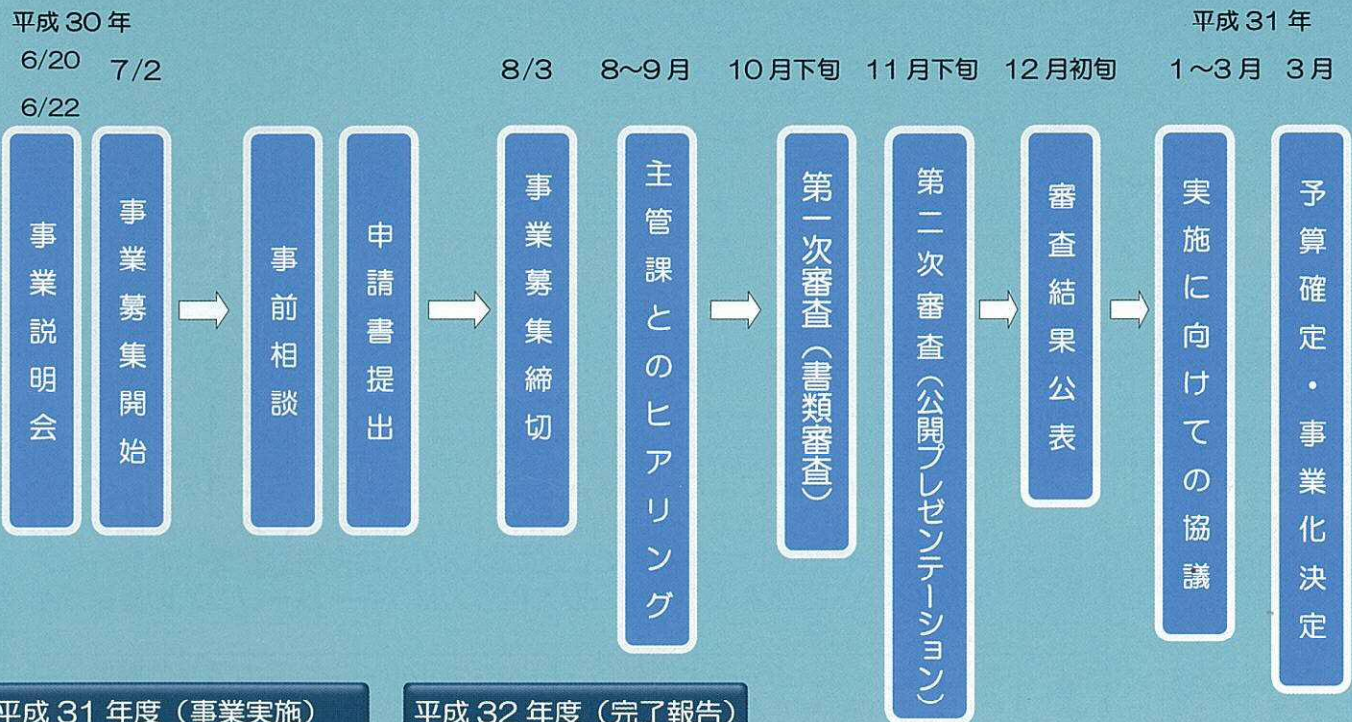


申請書類提出の際は、地域振興課窓口まで内容を説明できる担当者が直接お持ちください。

※ファクスやメール、郵送による申請はできません。

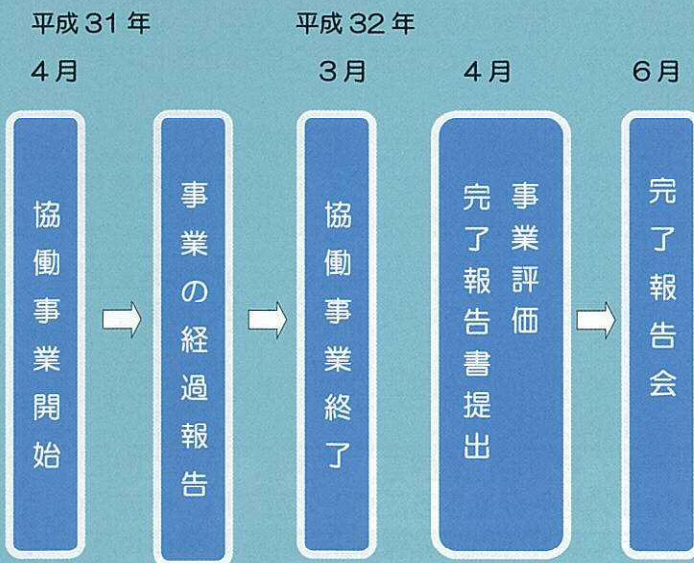
◇事業の流れ

平成30年度（事業募集から決定）



平成31年度（事業実施）

平成32年度（完了報告）



★事業説明会と協働担い手づくり研修

を開催します★

- ①6月20日（水）研修 13時30分～
説明会 15時30分～
- ②6月20日（水）研修 18時～
説明会 20時～
- ③6月22日（金）説明会のみ19時～
会場 北とぴあ 902会議室

事業説明会では「北区政策提案協働事業募集要項」に沿って、事業概要や提出書類について30分程度の説明を予定しています。

詳細はお問い合わせください。

※研修・説明会どちらか一方の出席でも可能です。

◇事前の相談

申請書の書き方や計画内容について、地域振興課や北区 NPO・ボランティアぷらざで相談を受け付けます。より計画性の高い事業とするため、提出前に事前に相談してください。相談の際は電話等で日時を予約してください。ご不明な点はお問い合わせください。

◇申請書類提出先・問い合わせ先

北区地域振興部地域振興課地域振興係（北とぴあ10階）
〒114-8503 東京都北区王子1-11-1
電話：03（5390）0093 ファクス：03（5390）0097
メール：chiikishinko-ka@city.kita.lg.jp
時間：午前8時30分～午後5時（土、日、祝日は除く）

◇問い合わせ先（夜間、土日はこちらにお問い合わせください。）

北区NPO・ボランティアぷらざ（北とぴあ4階）
〒114-8503 東京都北区王子1-11-1
電話：03（5390）1771 ファクス：03（5390）1778
メール：plaza@kitaku-vplaza.tokyo.jp
時間：午前10時～午後9時（火～土）
午前10時～午後5時（日）（月曜及び国民の祝日は休館です。月曜が祝日の場合は、翌日の火曜も休館です。）

★区が提案した課題に対して募集する事業一覧

| | テーマ | 課題・概要 | |
|---|------------------------------|---------|--|
| 1 | 多文化共生社会の実現に向けて | 課題 | 外国人住民の増加により、日本人区民との言葉の壁から、コミュニケーションが取れず、地域で多くの課題が生じている。また、日本人区民もどのように接したら良いか苦慮しているため、双方の言語が使える、情報を伝えられる外国人と日本人の橋渡し役を担う人材（キーパーソン）の確保が必要となっている。 |
| | | 求める事業内容 | 身近に住んでいる外国人に対し、日本の生活ルールや区の情報の提供、時には生活相談もできるような多文化共生キーパーソンの育成・研修の実施、また、その活動が継続していける仕組み作り。 日本語学習や日本での基本的な生活情報の提供等、外国人区民への支援を行う区民・団体等の交流会の実施。日本人と外国人の交流機会創出のための、地域交流イベントの開催。 |
| 2 | 地域活動の担い手育成について | 課題 | 区では「地域のきずなづくり」に取り組んでおり、事業として、地域活動への関心を高めることや地域への愛着醸成を目的とした研修などを実施しているが、地域活動へ参加する区民に広がりが見られない。 |
| | | 求める事業内容 | 従来、地域に関心の薄かった住民層に対して、幅広く地域の絆の大切さを意識し、中でも町会・自治会組織に興味を引き寄せることのできるイベント等の企画立案及び運営。 地域へ戻りつつある団塊の世代等が、地域の新たな担い手としてスムーズに仲間入り、活躍するための仕掛けづくり。 |
| 3 | 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に向けて | 課題 | 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、北区では、平成30年度に住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設立を目指す。協議会を設立するにあたり、現在の住宅確保要配慮者の状況やニーズが不明である。 |
| | | 求める事業内容 | 円滑な入居の仕組みづくりの第一歩として、実際に入居を求めている住宅確保要配慮者の状況やニーズ調査、および住宅確保要配慮者からみた入居成功例等の調査。 |

問2 1 国籍や性別、年齢、障害による差別や偏見が身近にあると感じますか。

1 はい 2 いいえ

→ [問2 1で1を選んだ方にうかがいます]

問2 1-1 どのようなことに関して感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 国籍に関して 2 性別に関して 3 年齢に関して 4 障害の有無に関して
5 その他（具体的に：)

問2 2 今後、国際化を推進していくなかで、あなたが重視すべきだと思う取組みは何ですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

1 異文化理解に関する教育の推進
2 外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実
3 国際交流ができる場や機会の拡大
4 国際交流・協力ボランティアの育成・充実
5 多言語による区政情報や生活情報の発信
6 多言語による公共施設などの案内表示の促進
7 外国人区民にきめ細かく対応できる相談体制の整備
8 外国人区民の地域社会への参画推進
9 外国人区民と日本人区民による多文化共生社会（※）の実現
10 特にない
11 その他（具体的に：)

○は3つまで

※ 「多文化共生社会」：異なる文化や価値観を認め合い、支え合って、共に地域で暮らすこと。

問2 3 あなたの国籍はどちらですか。

1 日本国籍 2 外国籍

→ [問2 3で1を選んだ方にうかがいます]

問2 3-1 在住外国人が増加するなかで、地域に住む外国人を好意的に思っていますか。

1 好意的に思っている
2 どちらかといえば好意的に思っている
3 どちらかといえば好意的に思っていない
4 好意的に思っていない
5 その他（具体的に：)

→ [問2 3で2を選んだ方にうかがいます]

問2 3-2 日本で生活するなかで、地域に住む日本人を好意的に思っていますか。

1 好意的に思っている
2 どちらかといえば好意的に思っている
3 どちらかといえば好意的に思っていない
4 好意的に思っていない
5 その他（具体的に：)

問2 4 外国人と日本人がお互いを尊重しながら共存していくためには、何が重要だと思いますか。あてはまるものに1つだけ 選んで○をつけてください。

1 日本人と外国人のコミュニケーションの充実
2 お互いの文化に対する理解促進
3 国内における外国人の活躍及び地域貢献
4 多文化共生に取り組む支援団体及びボランティア等の育成
5 その他（具体的に：)



インターカルチュラル・シティと 多様性を生かしたまちづくり 2017 浜松 ～世界の多文化共生都市との連携促進～

浜松市 企画調整部 国際課

本市の多文化共生に係る取組

浜松市には、2万3千人の外国人市民が居住しています。特に、ブラジル人は約9千人と、全国の都市で最も多く、日本で3番目にブラジル総領事館が置かれています。

これは、1990年の出入国管理および難民認定法の改正施行を機に増加したもので、南米日系人をはじめとする外国人市民が大幅に増加し、言葉や生活習慣などの違いから生じるさまざまな摩擦や課題への対応に迫られるなか、本市では、外国人市民が地域経済を支え、まちづくりを進める重要なパートナーであると考え、多言語による生活相談や情報提供、日本語教室など、さまざまな多文化共生施策を実施してきました。

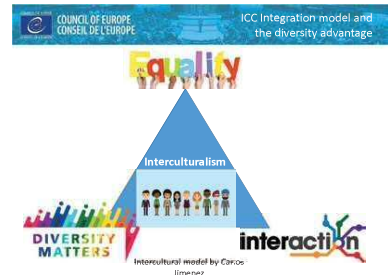
外国人住民の定住化が進むなか、社会保障や教育など、これまでの法律や制度では対応が困難な課題が生じており、自治体の取組にも限界があることから、2001年には、外国人住民に係る諸課題の解決を目指して、国内諸都市とともに「外国人集住都市会議」を設立しました。

同会議では、国に対し継続的に政策提言を行うなかで、2009年の定住外国人施策推進室の設置や2012年の外国人住民の住民基本台帳制度開始など一定の成果をあげてきました。

2013年には、多文化共生施策の指針となる「浜松市多文化共生都市ビジョン」を策定し、重点施策として「多様性を生かしたまちづくり」を位置づけ、これまでの外国人支援を中心とした取組にとどまらず、外国人市民によってもたらされる文化的多様性を都市の活力として、新たな文化の創造・発信や地域の活性化を目指してきました。こうした考え方は欧州諸都市における「インターカルチュラル・シティ・プログラム」と軌を一にするものです。

インターカルチュラル・シティ・プログラムについて

インターカルチュラル・シティ（以下、「ICC」という。）・プログラムは、欧州諸都市において2008年に国際機関である欧州評議会の主導により始まった都市政策です。本アプローチでは、移住者や少数者によってもたらされる文化的多様性を脅威ではなく、むしろ好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする、多様性の利点を生かした取組を推奨しています。同プログラムには、現在欧州を中心に世界120都市以上が参加し、欧州評議会による多文化共生政策評価や研究、加盟都市と連携した知見やノウハウの共有などの具体的な取組が進められており、今後の世界の多文化



共生施策の新たな潮流となりつつあるものです。

ICC政策の原則（欧州評議会資料より）

1. 平等 (Equality)
2. 多様性 (Diversity)
3. インターアクション (Interaction)

インターカルチュラル・シティと多様性を 生かしたまちづくり 2017 浜松の開催

・開催経緯・背景

2017年10月5日に、ICCプログラムを主導する欧州評議会から、ICCプログラムユニット長のイバーナ・グレッサンドロ氏と都市政策専門家のフィル・ウッド氏が参加し、「インターカルチュラル・シティと多様性を生かしたまちづくり 2017 浜松」（主催：浜松市、共催：国際交流基金、後援：総務省、外務省、自治体国際化協



会)を本市において開催しました。

本市とICC、欧州評議会は2012年から連携を図ってきました。2012年1月、多文化共生に取り組む日本、欧州、韓国の自治体首長が一堂に会し、都内で開催された「多文化共生都市国際シンポジウム」を皮切りに、2012年10月、本市で開催した「日韓欧多文化共生都市サミット」、2013年10月、韓国・安山市で開催された「日韓欧多文化共生都市シンポジウム」と国際連携を進めてきました。そして、2016年11月、フランス・ストラスブールで開催された「世界民主主義フォーラム2016」へ参加した際、欧州評議会からICCへの加盟要請を受け、加盟に向けた準備を進めてきました。

グローバル化の進展とともに、「多文化共生」と「多様性の受容」は近年ますます身近で重要なテーマとなっています。今回のシンポジウムでは、多様性を生かしたまちづくりへの戦略的な取組として、国際社会における多文化共生のあり方を考えるとともに、同シンポジウム内において本市のICCネットワークへの加盟を宣言することで、世界の多文化共生都市との連携促進に向け、メッセージを発信する機会にしたいと考えました。

シンポジウムの中では、明治大学の山脇教授による基調講演が行なわれたほか、浜松市内で多文化共生に関する活動を行っている主な団体が一堂に会し、それぞれの活動報告を行うとともに活発な意見交換が行われました。

また、イバーナ氏とフィル氏によるインターカルチュラル・シティ・プログラムについての講話では、欧州の先進的な多文化共生の取組みなどが紹介され、参加者は一様に聞き入っていました。

・開催概要

| プログラム |
|---|
| ◇基調講演：「欧州と日本の多文化共生都市のこれまでとこれから」 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造氏 |
| ◇ディスカッション：「多様性を都市の活力としていくために」 モデレーター：明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造氏 コメンテーター：欧州評議会、都市政策専門家 参加者：浜松市長ほか、地域のステークホルダー14名 |
| ◇講話：「インターカルチュラル・シティ・プログラム」 欧州評議会 ICC プログラムユニット長 イバーナ・ダレッサンドロ氏 都市政策専門家 フィル・ウッド氏 |
| ◇「浜松宣言」 |



シンポジウムの開催風景



ICC加盟合意書の締結

4 今後の取組

日本と世界においては、外国人受入れの歴史や取り巻く環境、多文化共生へのアプローチは異なるものの、外国人を地域社会に受入れ、国に先駆けて多文化共生を推進しているのは自治体であることは共通しています。社会経済のグローバル化が進展するなか、今後、多文化共生に取り組む世界の都市が、多様性を生かしたまちづくりの戦略的な取組を進め、互いの知見やノウハウを共有し、より良い施策を展開していくことがこれまで以上に求められる時代となります。

本市では、本年4月から「第2次浜松市多文化共生都市ビジョン」の計画期間がスタートしました。アジアの都市として初めて欧州のICCネットワークへ加盟し、多様性をまちづくりの源泉とする、その理念を市民のみならずと共有するとともに、誰もが活躍できる多文化共生都市・浜松の実現に向け、引き続き取り組んでいきます。



「浜松宣言」を読み上げる鈴木市長（2017年10月5日）

〈浜松宣言全文〉

本日ここに集まった私たちは、浜松市における多文化共生の取組と成果について活発な意見交換を行うとともに、欧州評議会のインターカルチュラル・シティ・プログラムにおける多様性をまちづくりに生かす重要性について、共通の認識を得た。

私たちは、異なる文化を持つ多くの人々との交流を通じて、新たな文化を創造・発信し、地域の活性化へとつながる、誰もが活躍できる魅力あふれたまちを目指し、世界の多文化共生都市との連携をより一層推進していく。

浜松市は、本日、アジアの都市として初めてインターカルチュラル・シティ・ネットワークへ加盟したことをここに宣言する。



県内全市町に日本語教室を ～地域のセーフティネットとして～

公益財団法人 兵庫県国際交流協会 多文化共生課

兵庫県に暮らす外国人住民の現状

兵庫県は南北に広い県域をもち、北は日本海、南は瀬戸内海に面しています。南部は阪神工業地帯、播磨臨海工業地帯があり、重化学工業が盛んで、人口密度も高い地域です。一方、中部から北部にかけては農林水産業が主で、過疎化の進む地域もあります。

県内には人口の1.8%にあたる約10万人の外国人住民が暮らし、阪神間に7割が集住するほか、県内各地に分散しています。国籍別に見ると、韓国・朝鮮籍、中国籍で全体の6割以上を占めます。近年の傾向として、特別永住者の割合が高い韓国・朝鮮籍が主に高齢化を原因として減少しています。他方、ニューカマーが増加し、特にベトナム籍、フィリピン籍の伸び率が顕著です。

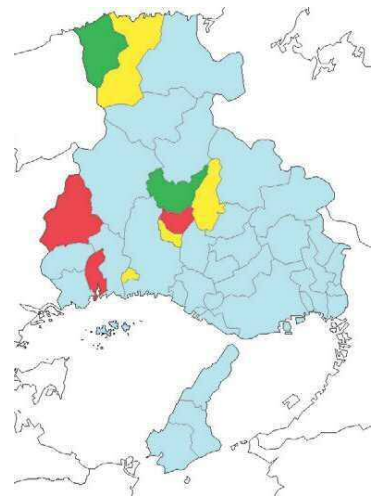
二つの震災から浮かび上がる 日本語教室の必要性

1995年1月、県南部を襲った阪神淡路大震災では、日本語がわからないために避難場所や救援物資について十分な情報が得られず、ようやくたどり着いた避難所でも日本人とのコミュニケーションが十分に取れないためにすれ違いが生じたことなど、被災した外国人住民の直面したさまざまな困難が報じられました。これを重く受け止めた近隣住民が支援活動を始め、その中から日本語学習を必要とする外国人住民を支援するグループ、団体が次々と生まれました。

2011年3月の東日本大震災の際には、地域の日本語教室が外国人住民の安否確認や被災地の情報伝達に重要な役割を果たしたとされます。災害時等いざというときに、国や言葉が違って助け合える関係を作っていく場として、日本語教室の持つ力をあらためて知ることとなりました。

空白地域解消に向けて

二つの震災からの示唆を受け、兵庫県国際交流協会（以下HIA）は、災害時のセーフティネットにもなる日本語教室の重要性に着目し、日本語学習の支援、日頃の生活情報の提供、災害時の安否確認や情報提供の拠点とすべく、県内41市町すべてに日本語教室を設置し、空白



空白地域1市8町における日本語教室開設時期
2013年度 2014年度 2015年度

地域を解消しようとする取り組みを始めました。集住地域である南部では同じエリアに複数の教室があるものの外国人住民の少ない地域を中心に、2011年度末時点で、日本語教室のない地域が1市8町ありました。

地域日本語教室が活動を開始し、長く存続していくためには、地元市町の理解と協力が必要不可欠です。そこで、これら1市8町の行政、国際交流協会、社会福祉協議会などに呼びかけ、HIAと協働で日本語教室の開設を目指すことを提案しました。度々足を運び、意見交換をする中で、「日本語を学びたい外国人をどうやって探すのか」、「外国語ができなければ教えられないのでは?」という疑問をよく投げかけられました。これに対しては、関係各所と連携した外国人住民の実態把握の方法や外国語を使わずにできる日本語学習支援の方法を、具体的に紹介するなど、段階を踏んで互いに理解を深めました。地域の潜在的なニーズが次第に表面化し、「公民館で開いた料理教室の参加者が日本語を勉強したいと言っていたそうだ」、「国際結婚の配偶者には家族以外との交流の



場にもなる」といった気づきから、それぞれの市町でも教室開設に向けて機運が高まりました。

2012年度から、1市8町のうち年に3地域ずつ順次、教室開設に向けて動き始めました。各市町は在住外国人の実態調査や、広報、会場確保を行い、HIAはボランティア募集のために地域住民を対象とした講座を実施しました。講座では、日本語教室に関心を持ち、教室活動に参加してもらおうきっかけとして「やさしい日本語」を使って相手に合わせたコミュニケーションができるスキルや、日本語を外国語として見る視点などを紹介しました。受講後、ボランティアとして登録したみなさんが、行政や関係各所と協力しながら、交流イベントを企画したり、教室案内のチラシを作ったりと尽力され、教室開設に至りました。

2015年度末、県内すべての市町に日本語教室が設置され、空白地域は解消されました。しかし、教室開設がゴールではありません。HIAは、教室の安定と発展に向けて市町と役割分担をし、教室開設に向けて動き出した年度から5年間、研修・助言の実施と資金負担（2年間は15万円上限/年、その後の3年間は10万円上限/年）を継続しています。

それぞれの教室の歩み

1市8町に開設された9教室は、それぞれの地域のニーズに合わせた活動が工夫され、教室の個性が感じられるようになりました。

町の防災訓練やお祭りにそろって参加したり、バーベ



毎年恒例となったバーベキュー大会

キュー大会を楽しんだり、気楽に参加できるサロンのような雰囲気を大切にしている教室もあれば、漢字を覚えて学校からのお知らせが読めるようになりたいという希望に、同級生の子を持つボランティアが応えているとこ

ろや、子供連れでも参加できるように託児を始めたところもあります。電車やバスの便がなく通うことができないという声に、新たに第2、第3の教室を開いた町もあります。

また、教室開設で地域にも変化が見られます。日本語がほとんどわからないため、小さい子どもを抱えて家に引きこもりがちな様子に気づいた保健師が、「一度、参加してみてもは？」と勧めたことがきっかけで、日本語教室に通い始めた人もいます。今では、いろいろな国の仲間ができて、日本語でのおしゃべりを楽しんでいるそうです。地域の人が教室の活動を知り、教室が地域に根ざしていくことで、災害時だけでなく日々の生活の中で外国人住民にとってのセーフティネットとなっています。



子育て情報も共有しながら日本語学習

今後の課題

セーフティネットとしての日本語教室として開設された1市8町の各教室は、それぞれが地域に一つの拠点として大きな役割を担っていますが、気軽に相談したり、情報交換ができるネットワークは希薄です。そこで、HIAは2015年度から年1回、9教室のボランティアと行政担当者が集う合同研修を実施しています。各教室が1年間の変化や、課題とその解決に向けての取り組みをまとめ、その報告をもとに意見交換、情報共有する中で、新たな気づきを得ています。

今後、この9教室間だけでなく他の近隣市町の教室との間にも緩やかなネットワークが必要となってきます。HIAは、そのネットワークの構築をサポートし、絶えず変化する日本語教室のあり方について、ともに考えていきたいと思っています。



合同研修では教室の枠を越えて意見交換

西川口が今、熱い！ 昨秋ごろからSNSで話題になっている。JR西川口駅の改札を出て目に飛び込んでくるのは、留学生の就職・アルバイト・住居・ビザなどの相談を受け付ける会社の看板。そして、駅ビルの中華総菜屋のカウンターでは、豆漿(豆乳)に油条をひたして食べる中国人。従業員ももちろん中国の人。急激に増えた外国人に、行政はどのような対応をしているのか。食べ物ツアーの前に、まずは川口市の歴史を紐解く。

故郷と変わらない暮らし、生活者のためのチャイナタウン。

埼玉県
西川口

荒

川を隔てて、東京都と隣接する埼玉県川口市。江戸時代より舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、鑄物や植木・苗木の栽培など種々の産業が発展した。近代以降は「鑄物の街」として全国的にも知られ、映画「キュー・ボラのある街」(昭和三十七年)の舞台にもなった。その後、都心へ電車で約三十分という利便性もあり、住宅都市化が進んだ。かつての鑄物工場がマンションやアパートに姿を変えたこと

与那原 恵

text by Kei Yonahara

よなはら けい ノンフィクション作家。1958年東京生まれ。著書に「美麗島まで」「サウス・トゥ・サウス」「わたぶんぶん」など。「首里城への坂道 鎌倉芳太郎と近代沖縄の群像」で河合隼雄学芸賞と石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞を受賞。新刊に「東京人」での取材原稿を含むエッセイ集『帰る家もなく』(ポニーインク)。

るも少なくない。

東京のベッドタウンという趣のまちだが、特徴的なのは京浜東北線西川口駅周辺を中心に、中国料理などさまざまな国の飲食店が目立つことだ。実際、あたりには多様な顔つきの人たちが行き交い、多様な言語を耳にする。こうした光景が示すように、川口市では外国人住民が増加し、ここ十年で約二倍の伸びを示している。

市の全人口五十九万九千八百三十二人のうち、外国人は三万三千九百三十三人(平成二十九年十二月一日統計)にのぼり、その比率は五・五二パーセントに達する。また国籍別では、五八・四パーセ

ントが中国、次いで韓国(八・五パーセント)、ベトナム(八・四パーセント)、フィリピン(七・四パーセント)などとなっている。

総務省は、さかのぼること平成十八年、グローバル化の進展や、人口減少傾向の日本における外国人住民のさらなる増加を予測し、「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。在留外国人数が、新宿区・江戸川区に続いて全国第三位という川口市では、「第一 次川口市多文化共生指針」を掲げ、「日本人住民も外国人住民も、ともに地域社会を支える主体」ととらえ、外国人住民に向けた行政サービスやイベントなどを行っている。外国人住民が約半数を超えるという団地での取り組みや、その背景など、さまざまな声を聞いてみたい。

川口市協働推進課の将来を見据えた取り組み。

川口市協働推進課多文化共生係の川田一係長に、外国人住人増加の理由を尋ねた。

「ここ十年にかぎらず、二十六、七年間にわたって外国人住人が増えていきます。市内には鉄道路線が多く、都心への通勤・通学に便利だということ、さらに、不動産の賃貸料が都心に比べて安いことが外国人住民に人気の理由だ



JR西川口駅の駅ビル「ビーンズ西川口」3階にある中華総菜「轆轤(いじん)飯店」。中国人のお客さんがひっきりなしに来ては油条などをテイクアウトする



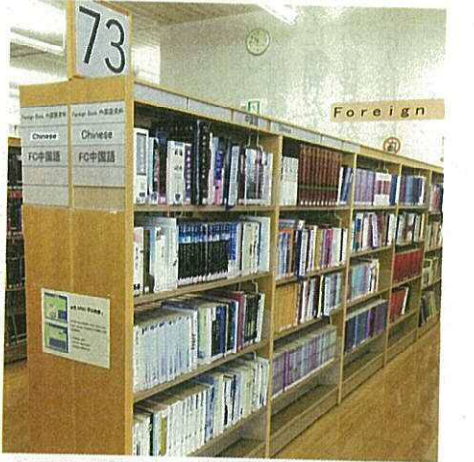
滕記熟食坊 どうきじゅくしよくぼう

上・お客さんのほとんどは中国人。
左・「東北農家燉」(4680円)。目の前の大きな鍋で作ってくれる。鍋の中身は、骨付き豚肉、ジャガイモ、トウモロコシ、カボチャ、ニンジン、インゲンなど。鍋肌につく丸いものは、トウモロコシの饅頭。鍋の湯気で蒸す。鍋のほかにも一品料理が多くあるが、メニューはすべて中国語表記！ ただし写真で選べるのでご安心を。
右ページ・料理の写真を見るだけでも楽しい。
■埼玉県川口市西川口3-30-12/TEL048-258-8888
13時~24時/月休(祝は営業)





上・川口市協同推進課多文化共生係の川田一係長。取材中にも多くの外国人が窓口を訪ねてきた。下・川口市立中央図書館は、中国語、韓国語、英語などの原書が充実している



UR川口芝園団地の自治会で活動する岡崎広樹さん。自治会の活動は、2017年度の国際交流基金「地球市民賞」を受賞した



住民の約半数が外国人のUR川口芝園団地

京浜東北線蔵前駅から徒歩七分の芝園団地は、昭和五十三年に入居が始まった。それ以前は鉄道車両の製作をする「日本車輛」の東京蔵工場（昭和九年落成）だったのだが、四十七年に解体され、その跡地に二千四百五十四戸の団地が建設された。現在では住民の約半数が外国人で、うち九割が中国人、ほかはバングラデシュ、インド、タイ、韓国などの出身者だといわれる。

URが、「永住許可を得るなどの所定資格を有する外国人」の入居を認めるようになったのは昭和五十五年四月からだ。英語・中国語の「住まいのしおり」を配布し、自治会や行政とも連携して多文化共生に努めていきたいという。芝園団地のゴミ置き場は清潔に保た

は、国際交流員、外国人相談員、また多言語ボランティア（約三十名）などと連携をとっています。また窓口相談、法律相談などとともに、税や年金、さらに防災の講習会などを行っています。生活するうえでの具体的な悩みに応えていきたいのです。将来的な課題としては、外国人の居住が年月を重ねていくにしたがって、たとえば中国で生まれ育った親と、日本で生まれ育った子ども、家族の中で文化的分断が起きることも考えられます。この問題にも取り組んでいきたいのです」

ところで一部メディアでは、生活習慣の違いなどから起こる問題が指摘されている。「ゴミの出し方などがよく報道されますが、日本のルールを説明すれば解決します。私たちもゴミの苦情が出てい

ていました。日本は働く人が足りず、今後も外国人を受け入れていかなければならない。そこでまずは現場を知ろうと、いくつかの団地に行きました。芝園団地には一年間通い、自治会の人たちとも話すうちに、ここで生活しようと思えました」

日本と中国、コミュニティの考え方の違い

実際に暮らしてみると、外国人住民への不満の大半は生活に基づくものだが、言葉の壁もあり、互いの意思疎通がうまくいっていないことがわかった。「芝園団地の日本人は、長く暮らしている住民が多いのです。子どもたちが独立して、高齢者が残っているケースも少なくありません。外国人の増加により、環境が変化していくことを受け入れられない人もいたし、外国人との距離感もあった。けれども、互いに、中国人、日本人の一人を知っているだけでも、不満の感じ方は変わるはずなんです。そのためには、日ごろから顔が見える関係を作っておくことが大事だと考えました」

岡崎さんは地元商店会が企画した国際交流イベントで、企画の段階から外国人にも加わってもらえるよう活動した。さらに防災のイベントを開催するなど、住民たちを巻き込んだ場を作っ

れているし、自転車置き場も整然としており、住民同士の生活ルールが守られていると感じた。

さて、芝園団地の自治会を中心に活躍するのが、岡崎広樹さん（三十六歳）である。彼がこの団地に移り住んだのは四年前のことで、その理由は多文化共生のあり方を実際に「肌感覚で知りたい」と考えたからだだが、そもそもきっかけは、海外での体験だった。

早稲田大学卒業後、商社に入社した彼は、イギリスに半年、短期間のオランダ、さらに約五ヵ月、ノルウェーに赴任した。仕事の進め方や生活スタイルなどが日本人とは異なるノルウェー人を日本人上司はなかなか理解できず、上司はいらだつばかりだった。こうした経験から、日本人と外国人の感覚の違いはなぜ起こるのか、ということに興味を持ったという。

このテーマを深く研究するため、研究費などが支給される松下政経塾に入ることを決断し、商社を退職。四年間にわたる松下政経塾での調査や研究で、日本国内に居住する外国人の増加に着目する。四年目には移民大国のオランダに半年滞在した。

「オランダでも移民との摩擦などが起きていますが、住民同士の間立つ第三者的な人材、ないしは組織があり、両者の関係をコーディネートしようとし

ていった。

一方の外国人たちは日本での生活をどう感じていたのだろうか。岡崎さんはこう語る。

「彼らは日本を住みやすく、いいところだと思っていますよ。芝園団地の中国人の多くはIT関連の仕事に就いているといわれますし、税金を払い、家賃もきちんと納めています。ただ、彼らには地域コミュニティを大事にするという発想があまりないとも言えますが、それは日本人の若い世代にも通じることでしょう。それから、中国人が

日本での生活で悩みや疑問があったとしても、日本人に直接聞かなくても済むのは、SNSで解決できる時代だからだ、ということにも気づきました」

ただ、中国人がひとつにまとまっているわけではなく、この団地にも中国人全体のまとめ役のような人はいないという。広大な中国では地方によって文化や言葉も違うということもあるのだろう。

「中国人が伝統的に大事にするのは、身近な家族、親戚、友人たちで、自分たちのコミュニティの中で充分生活し



飲食店のほか、中国人のための美容室もある

ていける。多文化共生といっても難しいのですが、それでもイベントに参加してくれる外国人が少しずつ増えています。地道なことを続けていくしかないと思っています」

中国各地の本場の味が楽しめる。

多くの外国人が暮らす西川口市を実感するのは、やはり多彩な飲食店である。西川口駅周辺に集中しているのは、かつての風俗店が、風営法改正などにより撤退し、空き店舗となったところに飲食店が参入したからだという。

さっそく中国東北方の料理を出す「騰記熟食坊」を訪ねた。店内には広いテーブルがあり、その真ん中のかまどのようになっている。ここに大きな鉄鍋を置き、骨付き豚肉と、インゲン、カボチャなどの野菜をざっと炒めたあと、鶏・豚骨・鴨からとったスープで煮込み、鍋に貼りつけたトウモロコシの饅頭と一緒に味わう「東北鉄鍋焼」が名物だ。初めて目にする料理だったが、それぞれの食材がしっかりとついていて、濃いスープが体を温める。北の地方の料理ならではの味わいだ。

来日十年、妻と中学生の娘がいるという料理人（四十歳）に話を聞いた。「ここは二年前にオープンしました。西川口は住みやすいまちで、娘には日



本人の友だちがたくさんできました。店のオーナー、そして私も黒龍江省の出身で、故郷の家庭料理を出しています。この鉄鍋焼は、ごちそうではなく、ふだんから食べる料理です。東北方出身者にとっては懐かしい味で、お客さんはほぼ中国人です」

一方、日本人客が九割以上というのは、蘭州料理「ザムザムの泉」だ。蘭州牛肉麺が大好評で、開店時間前から行列ができる人気店である。蘭州出身のご主人は来日十三年。アメリカやカナダに滞在していたこともある。日本

ザムザムの泉

右上・「蘭州牛肉麺」(980円)。現在、メニューはこの1品だけだが、幅や形態の違う9種類から麺を選び、注文後にご主人が麺を仕上げる。右下・ご主人が麺を作り、奥さんが煮玉子を作るなど、開店前の準備が忙しい。スープは営業終了後にお店で仕込む。左下・住宅街の路地に入ったところに店はある。■埼玉県川口市西川口3-32-9 メゾン里山東側 TEL048-299-4628/12時~15時、17時~20時30分/月休



で出会った湖南省出身の女性と結婚。昨年八月に店をオープンした。ご主人はこう話す。

「私は蘭州回族（ムスリム）です。回族は宗教上の理由から、ハラールなど食材や料理に制限がありますが、蘭州の料理は豊富で、日本にも紹介したかったのです。私の姉が蘭州で三十年、料理店をやっている、彼女の協力も得て店をオープンしました。料理を通して蘭州回族の文化も知っていただきたいので、味にこだわりました」

麺はご主人自ら打つ。本場でも製麺機に頼る店が少なくないというが、ご主人は汗びっしょりになって、吟味した小麦粉で多種類の珍しい麺を仕上げ

る。数時間かけてとる秘伝のスープは優しい味わい。麺と、大根や牛肉などの具材と絶妙なハーモニーを奏でる。「ツイッターなどで、この店が広く知られたようです。麺一杯のために遠くからいらしていただき、うれしいです。食材は日本のものを使っています。味を大事にすれば、日本人のお客さんは来てくれる。私の自信にもなりました。また、ムスリムと結婚した人など、日本人ムスリムは数万人といわれていますが、彼らとの関係も築いていきたいのです。蘭州料理をさらに広げていきたいですし、東京オリンピックで来日する各国のムスリムにも味わっていただきたいですね」

朝八時から営業する「早尚海」は、饅頭や包子、揚げパンにも似た油条など、点心類を売る店で、オープンして三カ月だ。

黒龍江省出身で来日二十年、大阪などでコックとして働いてきたザンさん（四十八歳）が、次々と作っていく。小麦粉の香りもよい包子の皮、豚肉や野菜がぎっしりと詰まった中味。ぱりぱりの油条は軽やかな味だ。

「朝食や、お腹が空いたときに軽いスナックとして食べるもので、中国人にはなじみ深いものです。西川口の中華料理店は夜がメインの料理店が大半ですが、こうしたものを売るのには、この店だけです。お客さんは近くに住む中

国人が中心ですが、関東周辺に発送もしています」

どれも手ごろな値段だ。店内にはイトインコーナーもあり、豆乳や豆腐のスープと一緒に食べることもできる。若い中国人女性がふたり、「本場の味よ」と太鼓判を押した。

東京から約三分の場所、ここでは多彩な料理に出会うことができるのは感動する。広大な中国各地の本場の料理が、旅をせずとも味わえるのは幸福なことではないだろうか。飲食店で働く中国人は、どの人も懸命で誠実だったし、日本に暮らす外国人は今後も増えていくだろう。この時代に立ち会っていることを楽しみたい。●



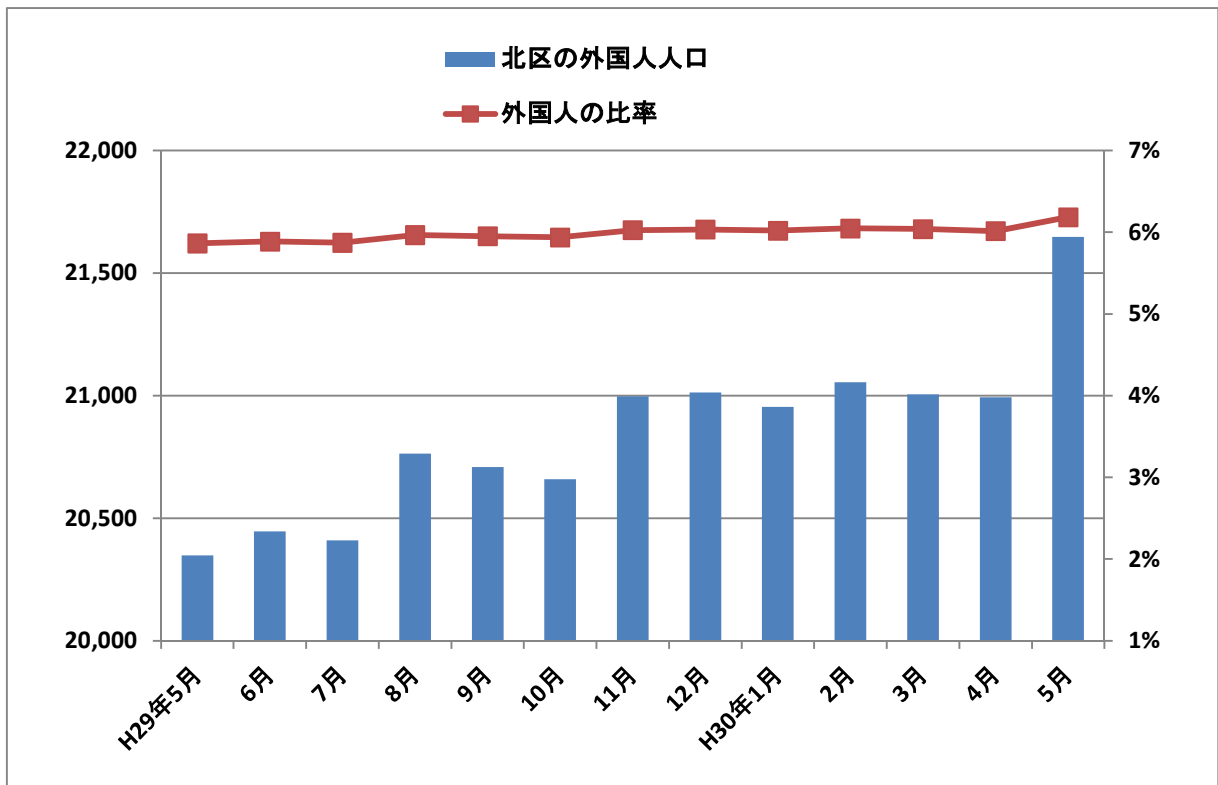
早尚海 そうしょうかい

上・次々に油条(150円)を揚げていくザンさん。中・ショーケースには、自家製包子が各種並ぶ。100円〜。下右・「本場の味が美味しい」と、たくさん注文する中国人の女性2人。下左・大きな看板が目印。■埼玉県川口市西川口3-14-14 105 TEL048-278-2958/8時~23時/無休



平成29年5月から平成30年5月までの北区における外国人人口の推移

| 各月1日現在 | 外国人 | % | 日本人 | 計 |
|--------|--------|------|---------|---------|
| H29年5月 | 20,348 | 5.9% | 326,670 | 347,018 |
| 6月 | 20,446 | 5.9% | 326,888 | 347,334 |
| 7月 | 20,410 | 5.9% | 327,084 | 347,494 |
| 8月 | 20,764 | 6.0% | 327,166 | 347,930 |
| 9月 | 20,709 | 6.0% | 327,303 | 348,012 |
| 10月 | 20,659 | 5.9% | 327,249 | 347,908 |
| 11月 | 20,997 | 6.0% | 327,384 | 348,381 |
| 12月 | 21,013 | 6.0% | 327,219 | 348,232 |
| H30年1月 | 20,954 | 6.0% | 327,076 | 348,030 |
| 2月 | 21,055 | 6.0% | 327,057 | 348,112 |
| 3月 | 21,005 | 6.0% | 326,752 | 347,757 |
| 4月 | 20,994 | 6.0% | 328,062 | 349,056 |
| 5月 | 21,648 | 6.2% | 328,396 | 350,044 |



北区多文化共生指針（素案）

平成30年2月

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 北区多文化共生指針策定に向けて | 1 |
| 1. 策定の目的 | 1 |
| 2. 多文化共生指針の位置付け | 1 |
| 3. 指針の期間 | 2 |
| 第2章 外国人施策の経過及び国・都の動向 | 2 |
| 1. 北区の外国人施策 | 2 |
| (1) 北区国際化推進ビジョンの策定 | 2 |
| (2) 北区における主な取組み | 3 |
| 2. 国における外国人住民施策 | 4 |
| (1) 国際化の第3の柱「多文化共生」 | 4 |
| (2) 地域における多文化共生推進プランの策定 | 4 |
| (3) 「多文化共生事例集」の作成 | 5 |
| 3. 「東京都多文化共生推進指針」の策定 | 5 |
| 第3章 北区の現状と課題 | 9 |
| 1. 北区の現状 | 9 |
| (1) 外国人の人口の推移 | 9 |
| (2) 在留資格別の一覧表 | 10 |
| (3) 国籍・地域別の一覧表 | 12 |
| (4) 年齢階級別人口 | 13 |
| (5) 地区別外国人の人口 | 13 |
| 2. 外国人区民をめぐる課題 | 14 |
| (1) 多国籍化に伴うコミュニケーションのあり方 | 14 |
| (2) 地域における区民の多文化共生に向けた意識啓発 | 14 |

(3) 地域で活躍できる外国人及び外国人を支援する

区民・団体等の育成・・・・・・・・・・ 15

第4章 多文化共生に向けた基本的な考え（骨子）・・・・・・・・・・ 16

1. 多文化共生の定義・・・・・・・・・・ 16

2. 基本理念（目指すべき姿）・・・・・・・・・・ 16

3. 指針の目標・・・・・・・・・・ 16

（1）数値目標（区民の意識向上）・・・・・・・・・・ 16

（2）基本目標（3つの視点）・・・・・・・・・・ 17

4. 多文化共生指針体系図・・・・・・・・・・ 18

第5章 重点施策と推進内容・・・・・・・・・・ 19

基本目標1：日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり・・ 19

（1）情報提供の多言語化・・・・・・・・・・ 19

（2）日常生活における支援の充実・・・・・・・・・・ 20

（3）日本語学習の充実・・・・・・・・・・ 21

基本目標2：多様性を尊重し、活かす地域づくり・・・・・・・・・・ 23

（1）異文化理解の推進・・・・・・・・・・ 23

（2）交流機会の創出・・・・・・・・・・ 24

基本目標3：多文化共生を推進する人づくり・・・・・・・・・・ 26

（1）活躍する外国人の育成・・・・・・・・・・ 26

（2）人材の発掘・育成とネットワークづくり・・・・・・・・・・ 27

第6章 多文化共生に向けた推進体制・・・・・・・・・・ 29

1. 推進体制の構築・・・・・・・・・・ 29

2. 区民や支援団体等との連携・協働の推進・・・・・・・・・・ 29

3. 国や東京都などとの連携・・・・・・・・・・ 29

第1章 北区多文化共生指針策定に向けて

1. 策定の目的

平成29年4月に、北区における外国人（注1）の人口は2万人に達し、その後も増加しています。国籍も多岐にわたり、日本人を含めた人口に対する割合も上昇し、平成30年1月1日現在で6%を超えて、国籍や民族などの異なる人々が隣り合って生活しているのが当たり前となっています。

北区においては、「北区国際化推進ビジョン」（平成16年6月）に基づき、外国人区民（注2）との相互理解を推進してきましたが、言葉や習慣などの違いからさまざまな課題が生じています。一方で、外国人区民も地域づくりや外国人支援の担い手等として、社会での活躍が期待されています。これらの課題を整理して、適切な施策を推進するために、日本人区民と外国人区民が、地域で共生していく方針（多文化共生指針）を策定することとしました。

※多文化共生（注3）

2. 指針の期間

指針策定から概ね10年間を指針の推進期間とします。

なお、策定から5年後に評価等を実施するとともに、社会情勢や進捗状況などに基づき、必要に応じて指針の見直しを行うものとします。

用語解説

注1）外国人：日本国籍を有しない者

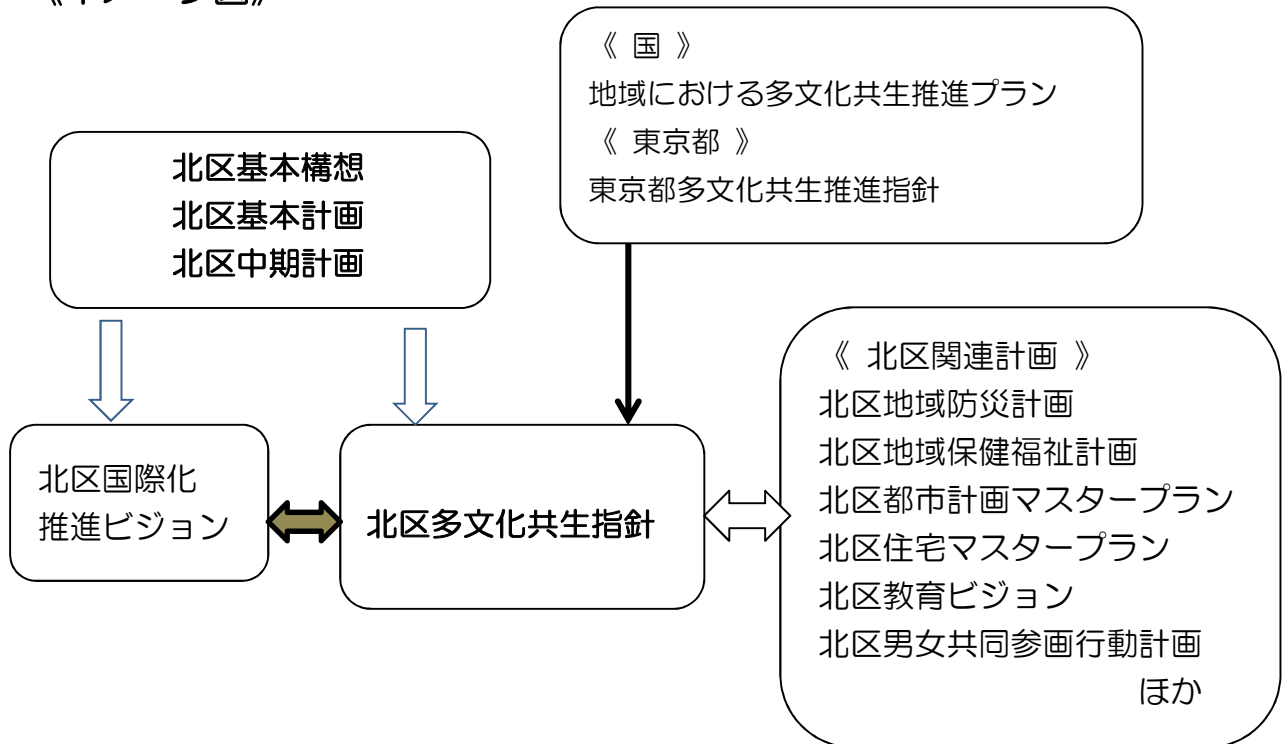
注2）外国人区民：区内に住む外国人だけでなく、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある区民を含む。

注3）多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18年3月総務省））

3. 多文化共生指針の位置付け

本指針は、北区基本計画をはじめとする区の関連計画、国のプランや都の指針などとの整合を図りながら、北区国際化推進ビジョンと同様に北区基本構想に基づき、北区における多文化共生の推進のための基本的な取り組みを示す指針として位置づけます。

《イメージ図》



※北区国際化推進ビジョンと北区多文化共生指針は並列の位置付けとする。

第2章 外国人施策の経過及び国・都の動向

1. 北区の外国人施策

(1) 北区国際化推進ビジョンの策定

平成11年に策定した「北区基本構想」においては、「グローバル時代のまちづくり」を掲げています。

そのうえで、よりきめ細やかな国際化施策を展開するため、平成16年6月に策定した「北区国際化推進ビジョン」において、次の3つを施策の方向として定め、国際化施策を推進してきました。

- ① 地球市民を育む意識づくり
- ② 国際交流・国際協力の推進
- ③ 外国人にも暮らしやすい環境づくり

このうち、施策の方向③「外国人にも暮らしやすい環境づくり」の項目の中で、「多文化共生のしくみづくり」を具体的な施策とし、さまざまな取り組みを行ってきました。

(2) 北区における主な取り組み

※【 】内は所管部署

① ボランティア登録制度 【総務部】

区では、平成元年に「国際化推進ボランティア登録制度」、平成5年に「外国語通訳協力員登録制度」を設け、平成9年にはこれら2つの制度を一元化した「北区国際交流・協力ボランティア登録制度（K-VOICE）」（以下、「国際交流協力ボランティア」と表記します。）を設立しました。

ボランティア登録者は、国際交流紙“Global Thinking”の翻訳校正、区民まつり国際ふれあい広場の運営協力、区の実施事業における通訳・翻訳業務など、区との協働により地域の国際化を推進する大きな原動力となっています。

② 相 談

○区民相談運営事業「外国人相談」 【政策経営部】

区内在住の外国人を対象に、日常生活上の諸問題について情報提供を行うとともに、専門相談員が相談に応じています。（言語：中国語、英語）

③ 広 報

○広報活動運営事業「ホームページ」 【政策経営部】

北区公式ホームページの自動翻訳サービスの運用保守を行っています。

（言語：英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語）（注4）、フランス語）

○国際交流紙の発行 【総務部】

北区国際交流紙“Global Thinking”を、英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語）、日本語の4か国語併記により、年4回発行しています。

④ 通訳・翻訳

○外国語の通訳と翻訳の実施 【総務部】

日本語の理解が不十分な外国人等に対応するため、必要に応じて通訳・翻訳を行っています。通訳では、保育園や小学校における保護者会、就学相談や乳幼児健診に伴う通訳など、翻訳では、国民健康保険制度の外国人向けの案内パンフレットなどがあります。

注4) 本指針の中では：ハングル（韓国・朝鮮語）と標記しています

○通訳クラウドサービス運營業務（委託）

【区民部（戸籍住民課、収納推進課、国保年金課）、子ども未来部（保育課）】

来庁された外国人区民とタブレット端末のテレビ通話により、外部の通訳者及び職員との三者間通話による窓口対応を実施しています。

（言語：英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語）、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）

※通訳クラウド（注5）

⑤ 日本語学習

○日本語適応指導教室 【教育振興部】

日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教えるクラスを設置しています。

（平成29年度設置校：小学校2校、中学校1校）

○日本語適応指導員の派遣 【教育振興部】

小学校1～2年生で、日本語適応指導教室に通級が困難な児童、並びに小学校3年生以上で言語や交通機関の理由で通級困難な児童・生徒に対し、原則として3か月間、在籍校へ日本語適応指導員の派遣を行っています。

（言語：中国語、ベンガル語、タガログ語、ベトナム語、アラビア語、タイ語、ミャンマー語、ハングル（韓国・朝鮮語）、ネパール語）

2. 国における外国人住民施策

国（総務省）では、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような「多文化共生」の地域づくりを推し進める必要性について、地方公共団体に促してきました。

（1）国際化の第3の柱「多文化共生」

地方公共団体に対しては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として、地域の国際化を推進することとしてきましたが、その後、「地域における多文化共生」を第3の柱とすることが求められました。

（2）地域における多文化共生推進プランの策定

平成18年3月には、各都道府県及び区市町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」が策定されました。

注5）通訳クラウド：タブレット端末を使ってオンラインで通訳センターにテレビ電話を繋ぎ、リアルタイムで通訳者がやり取りを通訳するもの

また、「地域における多文化共生推進プラン」とあわせて、総務省が平成18年3月に公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を参考に、「地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、計画的かつ総合的に実施する」旨、総務省自治行政局国際室長から区市町村に通知がありました。

(3)「多文化共生事例集」の作成

多文化共生推進プラン策定から10年が経過し、日本における外国人を取り巻く状況も変化していることから、地域における多文化共生施策のさらなる推進に資するため、平成28年に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を設置し、多文化共生の優良な取組み（52事例）を掲載した「多文化共生事例集」が作成されました。

3.「東京都多文化共生推進指針」の策定

東京都は、平成28年（2016年）2月に、新たな考え方に立った多文化共生推進指針を策定しました。多文化共生社会を実現するために、行政、東京都国際交流委員会、区市国際交流協会、外国人支援団体等がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携を図ることが必要不可欠であるとししました。

また、区市町村については、「外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて、最も重要な主体である。地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる体制を整備し、外国人が日本人と共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。」とし、都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生の推進とともに、人材育成などの基盤整備も行うべきとしています。

参考：「地域における多文化共生推進プラン」の概要

1. 地域における多文化共生の意義

地方公共団体で策定する指針・計画においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理したうえで、課題や将来の方向性を含めた多文化共生の意義を明確にすることとされました。以下(1)～(5)は例示である。

- (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域
⇒行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体とした。
- (2) 外国人住民の人権保障
⇒「国際人権規約」(注6)「人種差別撤廃条約」(注7)等における人権尊重の趣旨に合致。
- (3) 地域の活性化
⇒世界に開かれた地域社会づくりは、地域産業・経済の振興につながる。
- (4) 住民の異文化理解力の向上
⇒地域住民の異文化理解やコミュニケーション力のある若い世代の育成に期待。
- (5) ユニバーサルデザイン(注8)のまちづくり
⇒ユニバーサルデザインの視点で、まちづくりを推進する。

2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

多文化共生指針においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこととしています。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- (1) コミュニケーション支援
 - ①地域における情報の多言語化
 - ②日本語及び日本社会に関する学習支援
- (2) 生活支援
 - ①居住
 - ②教育
 - ③労働環境
 - ④医療・保健・福祉
 - ⑤防災
 - ⑥その他(専門性の高い相談体制の整備と人材育成、留学生支援)
- (3) 多文化共生の地域づくり
 - ①地域社会に対する意識啓発
 - ②外国人住民の自立と社会参画
- (4) 多文化共生の推進体制の整備
 - ①多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携
 - ②地域における各主体の役割分担と連携・協働(注9)

【市区町村の役割】

ア. 市区町村の役割

地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしなが
ら、区域内における多文化共生の推進に関する指針等を策定し、外国人区民を直接
支援する主体として取り組むこと。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局及び国際交流協会が中心的な役割を担い、
どのようなリソースが存在しているか情報共有したうえで、関係するNPO、
NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

※NPO（注 10）、NGO（注 11）

注6) 国際人権規約：世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもの

注7) 人種差別撤廃条約：人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種
差別を撤廃する政策

注8) 協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること

注9) ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人
が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデ
ザインすること

注 10) NPO：民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民
活動を行う民間団体の総称。

注 11) NGO：環境保全や人道支援、開発援助等、多方面の問題において国境を越えてボラ
ンティア活動を行う国際的な市民団体のこと。

参考：「東京都多文化共生推進指針」の概要

《多文化共生のための施策を進めるに当たっての基本目標》

「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」



〈多文化共生推進における現状と課題〉

- ① 外国人の活躍について
 - ア 子供の育成と能力の発揮 ⇒ 子供に対する支援の充実 例) 日本語の習得
 - イ 企業誘致のための受入体制 ⇒ 外国人ビジネスパーソンに対する支援体制の充実
 - ウ 留学生の活躍推進 ⇒ 留学生の就業・起業の促進
 - エ 外国人の地域参加 ⇒ 地域活動等への参加促進 例) 地域の担い手として活躍
- ② 外国人の生活について
 - ア 生活面での情報提供 ⇒ 安心して日常生活を送るための情報提供
 - イ より充実した生活を送るためのサポート
⇒ ボランティア活動等を通じた地域社会への参加支援ほか
- ③ 多文化共生に関する意識について
 - ア 共生意識・異文化理解 ⇒ 日本人・外国人双方に対する異文化理解の促進
 - イ グローバル人材の育成 ⇒ 東京を支えるグローバル人材の育成
- ④ 多文化共生の推進体制について ⇒ 多文化共生を推進する各主体の連携の強化



施策目標1：日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備

例) 外国人の次世代育成、日本語学習支援の充実、留学生等外国人の就業・起業支援、外資系企業の東京進出支援、地域活動やボランティア等への参加促進

施策目標2：全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

例) 生活情報や防災情報等の一元的な提供、医療機関等における外国人対応等の強化、交通機関等の多言語対応の充実、区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援、母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供、東京の生活をより楽しむための情報提供、地域活動等への参加促進<再掲>

施策目標3：グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

例) 多様な価値観を受け入れる意識の醸成、人権尊重意識の醸成と国内外への発信、世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実、日本人と外国人との交流の場の拡充

第3章 北区の現状と課題

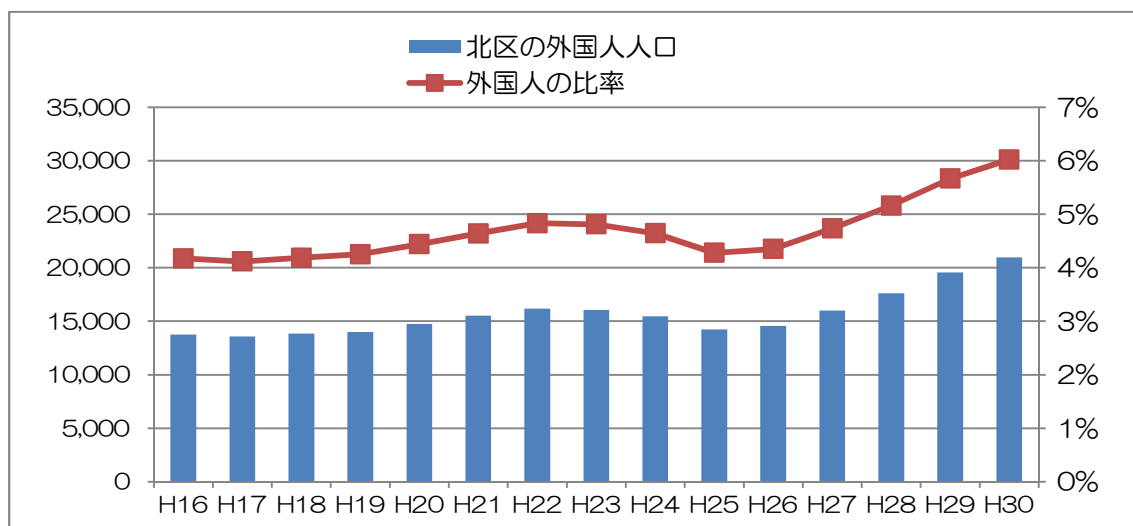
1 北区の現状

(1) 外国人の人口の推移

北区の外国人人口は平成30年1月現在で20,954人であり、総人口に占める外国人割合も23区中6番目と高くなっています。平成23年の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、平成25年以降は一貫して増加傾向にあり、外国人人口は、10年前と比較して約40パーセント増加しています。特に、ここ5年は、総人口の増加とほぼ同数の増加となっています。

(各年1月1日現在)

| 年 | 外国人 | 割合 | 日本人 | 計 |
|------|--------|------|---------|---------|
| 平成16 | 13,743 | 4.2% | 315,594 | 329,337 |
| 平成17 | 13,576 | 4.1% | 316,211 | 329,787 |
| 平成18 | 13,834 | 4.2% | 316,693 | 330,527 |
| 平成19 | 14,007 | 4.3% | 315,404 | 329,411 |
| 平成20 | 14,740 | 4.4% | 317,289 | 332,029 |
| 平成21 | 15,530 | 4.6% | 319,186 | 334,716 |
| 平成22 | 16,176 | 4.8% | 318,711 | 334,887 |
| 平成23 | 16,063 | 4.8% | 317,929 | 333,992 |
| 平成24 | 15,451 | 4.6% | 317,227 | 332,678 |
| 平成25 | 14,248 | 4.3% | 318,884 | 333,132 |
| 平成26 | 14,558 | 4.3% | 320,165 | 334,723 |
| 平成27 | 16,005 | 4.7% | 322,079 | 338,084 |
| 平成28 | 17,609 | 5.2% | 323,643 | 341,252 |
| 平成29 | 19,552 | 5.7% | 325,597 | 345,149 |
| 平成30 | 20,954 | 6.0% | 327,076 | 348,030 |



(外国人登録及び住民異本台帳による)

(2) 在留資格別の一覧表

在留資格別の構成比では「留学」27パーセント、「永住者」が21パーセント、「技術・人文知識・国際業務」12パーセントと続いています。5年前の平成25年に比べ増加率が最も大きいのは、「留学」(113パーセント)で、次いで「特定活動」(95パーセント)、「家族滞在」(43パーセント)となっています。

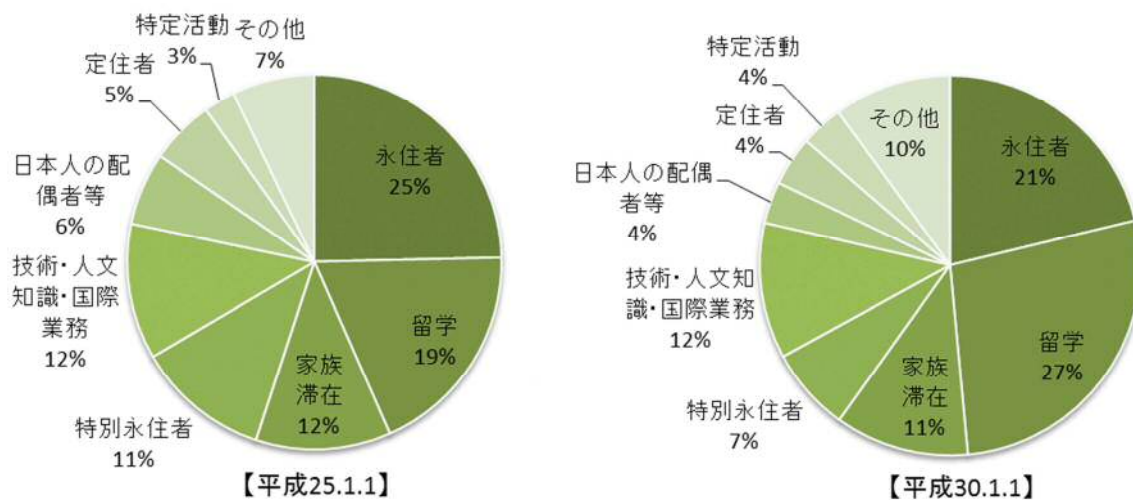
(各年1月1日現在)

| 平成25 | | 平成26 | | 平成27 | | 平成28 | | 平成29 | | 平成30 | |
|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|
| 在留資格 | 人数 | 在留資格 | 人数 | 在留資格 | 人数 | 在留資格 | 人数 | 在留資格 | 人数 | 在留資格 | 人数 |
| 永住者 | 3,511 | 永住者 | 3,792 | 永住者 | 3,956 | 留学 | 4,262 | 留学 | 5,100 | 留学 | 5,715 |
| 留学 | 2,673 | 留学 | 2,631 | 留学 | 3,334 | 永住者 | 4,172 | 永住者 | 4,371 | 永住者 | 4,449 |
| 家族滞在 | 1,660 | 家族滞在 | 1,694 | 家族滞在 | 1,793 | 家族滞在 | 1,938 | 家族滞在 | 2,161 | 技術・人文知識・国際業務 | 2,418 |
| 特別永住者 | 1,638 | 特別永住者 | 1,608 | 特別永住者 | 1,606 | 特別永住者 | 1,589 | 技術・人文知識・国際業務 | 1,752 | 家族滞在 | 2,387 |
| 人文知識・国際業務 | 1,058 | 人文知識・国際業務 | 1,106 | 人文知識・国際業務 | 1,211 | 技術・人文知識・国際業務 | 905 | 特別永住者 | 1,552 | 特別永住者 | 1,497 |
| 日本人の配偶者等 | 902 | 日本人の配偶者等 | 834 | 定住者 | 900 | 定住者 | 898 | 定住者 | 896 | 定住者 | 883 |
| 定住者 | 794 | 定住者 | 819 | 日本人の配偶者等 | 817 | 日本人の配偶者等 | 786 | 日本人の配偶者等 | 783 | 特定活動 | 760 |
| 技術 | 611 | 技術 | 600 | 技術 | 723 | 人文知識・国際業務 | 704 | 技能 | 604 | 日本人の配偶者等 | 747 |
| 技能 | 483 | 技能 | 501 | 技能 | 534 | 技能 | 546 | 特定活動 | 591 | 技能 | 654 |
| 特定活動 | 389 | 特定活動 | 389 | 特定活動 | 456 | 技術 | 500 | 人文知識・国際業務 | 414 | 経営・管理 | 375 |
| 永住者の配偶者等 | 164 | 永住者の配偶者等 | 194 | 投資・経営 | 226 | 特定活動 | 458 | 経営・管理 | 365 | 永住者の配偶者等 | 256 |
| その他 | 365 | その他 | 390 | その他 | 449 | その他 | 851 | その他 | 963 | その他 | 813 |

注1：住民基本台帳による

注2：在留資格については、出入国管理及び難民認定法の改定前「人文知識・国際業務」「投資・経営」と、改定後の「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」の資格が併存している。

【在留資格別の割合の変化】



※技術と人文知識・国際業務と合わせた人数の構成比である。

主な在留資格一覧表

| 在留資格 | 該当例 |
|--------------|--|
| 永住者 | 10年以上在留、その者の永住が日本国の利益に合致すること等の要件を満たし、法務大臣から永住の許可を受けた者 |
| 留学 | 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒 |
| 家族滞在 | 在留外国人が扶養する配偶者・子 |
| 特別永住者 | 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格者 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者・子・特別養子 |
| 定住者 | 第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 |
| 技能 | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等 |
| 特定活動 | 外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子 |
| 経営・管理 | 企業等の経営者・管理者等、本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動を行う者 |

※出入国管理行政の基本法である「出入国管理及び難民認定法」の平成26年度改正により、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合、「投資・経営」から「経営・管理」への変更がなされていますが、本指針第3章1（2）表においては併存しています。

(3) 国籍・地域別の一覧表

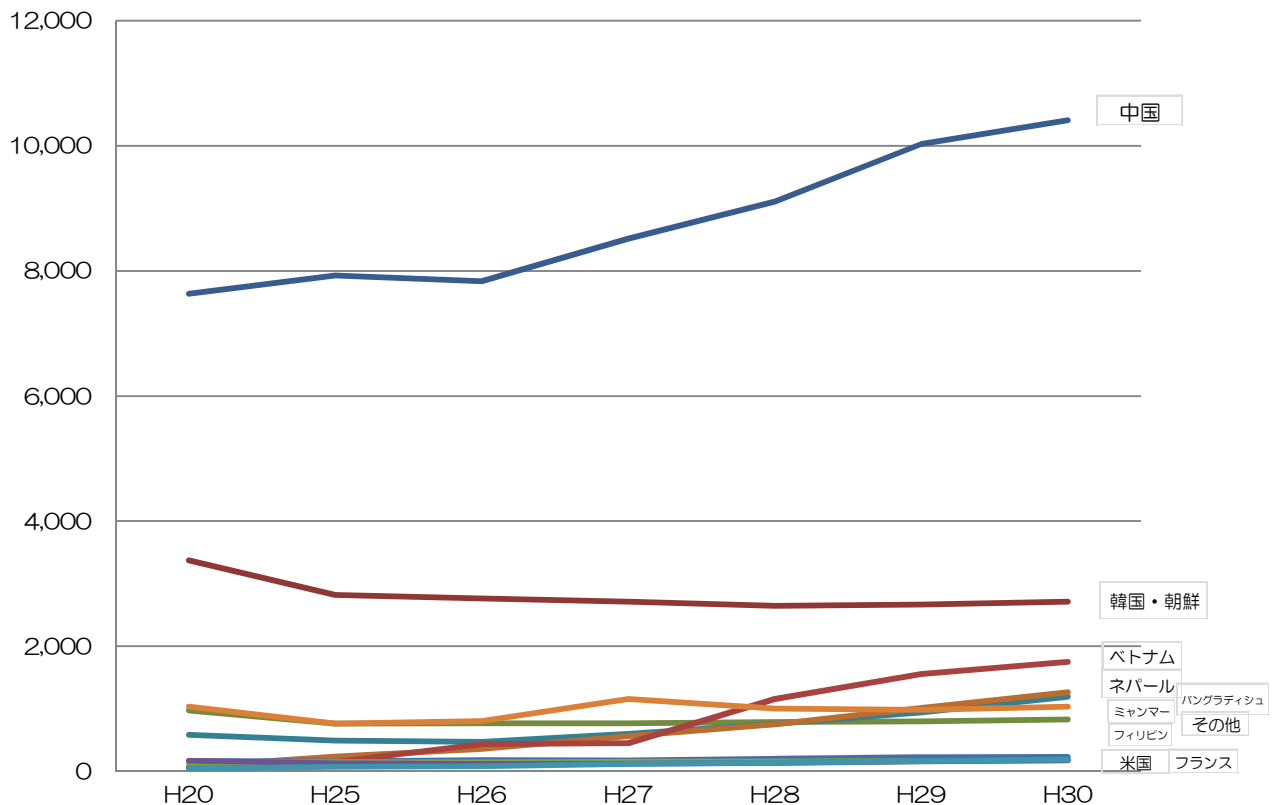
国籍・地域別にみると、中国が 10,411 人で全体の 49.7 パーセント、韓国・朝鮮が 2,713 人で 12.9 パーセント、ベトナムが 1,752 人で 8.3 パーセントとなっており、上位 3 か国で全体の 70.9 パーセントを占めています。

(各年 1 月 1 日現在)

| 平成20 | | 平成25 | | 平成26 | | 平成27 | | 平成28 | | 平成29 | | 平成30 | |
|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|--------|---------|--------|
| 国籍 | 人数 | 国籍 | 人数 | 国籍 | 人数 | 国籍 | 人数 | 国籍 | 人数 | 国籍 | 人数 | 国籍 | 人数 |
| 中国 | 7,634 | 中国 | 7,930 | 中国 | 7,836 | 中国 | 8,517 | 中国 | 9,108 | 中国 | 10,029 | 中国 | 10,411 |
| 韓国・朝鮮 | 3,375 | 韓国・朝鮮 | 2,820 | 韓国・朝鮮 | 2,762 | 韓国・朝鮮 | 2,714 | 韓国・朝鮮 | 2,646 | 韓国・朝鮮 | 2,667 | 韓国・朝鮮 | 2,713 |
| フィリピン | 972 | フィリピン | 763 | フィリピン | 767 | フィリピン | 767 | ベトナム | 1,156 | ベトナム | 1,556 | ベトナム | 1,752 |
| バングラデシュ | 582 | ミャンマー | 592 | ミャンマー | 611 | ミャンマー | 674 | フィリピン | 786 | ネパール | 1,014 | ネパール | 1,265 |
| ミャンマー | 496 | バングラデシュ | 493 | バングラデシュ | 469 | ベトナム | 669 | ミャンマー | 778 | バングラデシュ | 944 | バングラデシュ | 1,191 |
| インド | 167 | ネパール | 233 | ベトナム | 433 | バングラデシュ | 597 | バングラデシュ | 756 | ミャンマー | 849 | ミャンマー | 995 |
| 米国 | 162 | 米国 | 159 | ネパール | 357 | ネパール | 562 | ネパール | 752 | フィリピン | 798 | フィリピン | 828 |
| ブラジル | 152 | ベトナム | 150 | 米国 | 178 | 米国 | 176 | 米国 | 200 | 米国 | 227 | 米国 | 229 |
| タイ | 139 | タイ | 148 | タイ | 145 | タイ | 152 | タイ | 157 | タイ | 166 | フランス | 187 |
| 英国 | 121 | インド | 127 | インド | 116 | インド | 125 | フランス | 136 | フランス | 164 | インド | 177 |
| ネパール | 78 | ブラジル | 84 | フランス | 81 | フランス | 118 | インド | 131 | インド | 158 | タイ | 172 |
| インドネシア | 68 | フランス | 71 | ブラジル | 79 | ブラジル | 86 | モンゴル | 104 | スリランカ | 98 | スリランカ | 86 |
| その他 | 794 | その他 | 678 | その他 | 724 | その他 | 848 | その他 | 899 | その他 | 882 | その他 | 948 |

(平成 20 年は外国人登録数。平成 25 年以降は住民基本台帳による)

国籍・地域別推移



(4) 年齢階級別人口

年齢別にみると、20代が38.19パーセントと最も多く、次いで30代、40代の順となっています。20代及び30代で、在留外国人全体の約60パーセントを占め、若年層中心の年齢構成となっています。また、最近の5年間では20代・30代の増加が顕著です。

(各年1月1日現在)

| | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 構成比 | 平成30日本人 | 総人口 | 総人口における構成比 | 外国人人口の割合 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|------------|----------|
| 0～9歳 | 901 | 1,000 | 1,095 | 1,197 | 1,337 | 1,448 | 6.91% | 23,673 | 25,121 | 7.22% | 5.76% |
| 10～19 | 760 | 809 | 969 | 1,211 | 1,373 | 1,405 | 6.71% | 20,738 | 22,143 | 6.36% | 6.35% |
| 20～29 | 4,564 | 4,487 | 5,218 | 6,138 | 7,176 | 8,003 | 38.19% | 38,359 | 46,362 | 13.32% | 17.26% |
| 30～39 | 3,644 | 3,717 | 3,959 | 4,127 | 4,518 | 4,728 | 22.56% | 49,656 | 54,384 | 15.63% | 8.69% |
| 40～49 | 2,349 | 2,341 | 2,360 | 2,408 | 2,481 | 2,586 | 12.34% | 51,491 | 54,077 | 15.54% | 4.78% |
| 50～59 | 1,162 | 1,300 | 1,419 | 1,470 | 1,552 | 1,601 | 7.64% | 38,674 | 40,275 | 11.57% | 3.98% |
| 60～69 | 527 | 551 | 620 | 665 | 703 | 746 | 3.56% | 39,669 | 40,415 | 11.61% | 1.85% |
| 70～79 | 224 | 233 | 250 | 271 | 285 | 303 | 1.45% | 36,976 | 37,279 | 10.71% | 0.81% |
| 80以上 | 117 | 120 | 115 | 122 | 127 | 134 | 0.64% | 27,840 | 27,974 | 8.04% | 0.48% |
| 合計 | 14,248 | 14,558 | 16,005 | 17,609 | 19,552 | 20,954 | 100.00% | 327,076 | 348,030 | 100.00% | 6.02% |

(住民基本台帳による)

(5) 地区別外国人の人口

地区別についてみると、王子地区、滝野川地区の外国人人口の割合が高くなっています。外国人が集住している地域があると認められます。

(平成30年1月1日現在)

| 7地区ごと 日本人・外国人別 | 日本人人口 | | | 外国人人口 | | | 外国人割合 | 総計 |
|-------------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|
| | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | | |
| 浮間 | 11,308 | 11,245 | 22,553 | 810 | 854 | 1,664 | 6.87% | 24,217 |
| 赤羽西 | 29,063 | 30,654 | 59,717 | 1,420 | 1,476 | 2,896 | 4.63% | 62,613 |
| 赤羽東 | 26,080 | 25,042 | 51,122 | 1,451 | 1,296 | 2,747 | 5.10% | 53,869 |
| 王子西 | 15,144 | 15,433 | 30,577 | 1,085 | 750 | 1,835 | 5.66% | 32,412 |
| 王子東 | 36,230 | 37,169 | 73,399 | 2,733 | 2,789 | 5,522 | 7.00% | 78,921 |
| 滝野川西 | 34,681 | 35,685 | 70,366 | 2,150 | 2,142 | 4,292 | 5.75% | 74,658 |
| 滝野川東 | 9,929 | 9,413 | 19,342 | 1,033 | 965 | 1,998 | 9.36% | 21,340 |
| 合計 | 162,435 | 164,641 | 327,076 | 10,682 | 10,272 | 20,954 | 6.02% | 348,030 |

(住民基本台帳による)

2 外国人区民をめぐる課題

(1) 多国籍化に伴うコミュニケーションのあり方

北区では、区内に定住する外国人の増加が進み、人口の6%を超え、国籍も多岐にわたっています。

これまでも、「北区国際化推進ビジョン」に基づき、外国人と日本人が共に地域社会において問題なく自立した生活を送ることができるよう、多文化共生社会の推進に努めてきましたが、依然として、言葉や文化の違いから課題が生じています。

お互いが安心して生活していくためには、コミュニケーションが重要であり、そのためには日本語の習得が必要です。外国人区民の中には、日本語がほとんど分からない人も多くいるため、日本語が理解できず情報が正確に伝わらないことにより誤解やトラブルが発生しています。

コミュニケーションに必要となる日本語を習得するためには、日本語学習支援の充実と日本語学習指導者の育成が必要です。しかし、さまざまな理由から積極的に日本語を学習することができず、コミュニケーションに困難を抱える人も多く存在しています。

このため、日本での生活に馴染めず、理解不足から地域社会での生活に支障をきたしている場合もあることから、多言語での情報提供に努めるとともに日本語学習支援の充実や、やさしい日本語表記の徹底など、コミュニケーションの面から外国人区民の自立を促進する仕組み作りが必要です。

また、区では、ごみの出し方などをはじめ、外国人区民の生活に必要な情報を多言語化し、窓口でパンフレット等を配布し周知を図っています。外国人区民に、さらなる周知を図る必要があることから、効果的な情報発信のあり方を検討する必要があります。

- ⇒ 課題1 情報提供の多言語化
- 課題2 日常生活における支援の充実
- 課題3 日本語学習機会の提供

(2) 地域における区民の多文化共生に向けた意識啓発

多文化共生社会は、行政だけで実現できることではありません。

外国人区民をまちの担い手として捉えるためにも、地域コミュニティへの参加促進に努める必要があります。外国人区民が、自らの地域の課題に気づき、解決に向け日本人と協調して地域と関わりをもつことが重要であると考えます。

北区は住みやすいと思うか「思う」46%、「やや思う」49%、という、区民まつり国際ふれあい広場で行ったアンケート結果から、外国人区民にとって、住みやすいまちのようです。これからも住み続けたいと実感できるように、外国人区民に対し「災害時には何をすべきか」など、基礎的な知識を持ってもらうことや、地域の防災訓練に参加

して地域とのつながりをつくるなど、安全対策の面からも、意識啓発が必要となります。

このほか、健康の相談や医療・介護を受けるにあたって、さまざまな場面で外国人区民が自立して生活できるよう環境の整備が必要です。

多文化共生社会は、外国人区民に日本を理解してもらおうと同時に、日本人区民一人ひとりが、外国の文化を理解し、お互いが認め合う『肯定感』をもつことで育まれると考えます。

このような課題に対し、人権意識の啓発や国際理解教育をはじめ、北区の最重要課題の一つである「地域のきずなづくり」の観点から、お互いの文化を認め合い、外国人区民も地域住民の一員とする地域づくりを行うことが大切です。

⇒ 課題4 異文化理解の推進

課題5 交流機会の創出

(3) 地域で活躍できる外国人及び外国人を支援する区民・団体等の育成

若年層の割合が高い外国人区民に期待されることは、町会・自治会をはじめとした地域活動への参画です。そのためには、外国人区民の教育や労働などの環境整備が必要と考えます。その方策の一つとして、外国人区民への行政情報の伝達や生活ルールの周知、地域活動の参加を促すといった役割を担う支援者「キーパーソン」を育成して、積極的に活用することが求められます。

また、外国人の方々を支援する団体などが連携することにより、さまざまな分野で多文化共生を推進していく必要があります。そうしたネットワークの拡大を図ることで、外国人区民を支援する人材の輪を広げるとともに、行政と区民の間に立った中間支援組織の整備を目指します。

⇒ 課題6 活躍する外国人の育成

課題7 人材の発掘・育成とネットワークづくり

以上、3つの大きな課題に分類し、7つの課題を施策の方向として抽出しました。

また、3つの大きな課題に対しては、次章で基本目標として3つの柱を設定することとします。

第4章 多文化共生に向けた基本的な考え（骨子）

1 多文化共生の定義

《 本指針における「多文化共生」の定義 》

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成 18 年 3 月 総務省）

2 基本理念（目指すべき姿）

本指針は、北区における多文化共生社会の実現に向けた取り組みを体系化したものです。北区が目指す「多文化共生」では、日本人と外国人との隔たりがなく、近隣や地域などにおいて、互いの文化の違いを認め合い、互いを構成員として尊重し合っていることを「理想の姿」とし、次のとおり、目指すべき姿を指針の基本理念として決めました。

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、
ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区

3 指針の目標

本指針では、基本理念（目指すべき姿）の実現に向けた進捗状況を評価するポイントとして数値目標を定めるとともに、「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」といった3つの柱を基本目標として設定しました。

（1）数値目標（区民の意識向上）

平成30年（2018年）に実施する区民意識・意向調査において数値化する「外国人（日本人）への肯定感を持っている区民の割合」が、概ね5年後に行う同調査で1.25倍、概ね10年後には1.5倍の割合となることを目指して、数値目標を設定していきます。

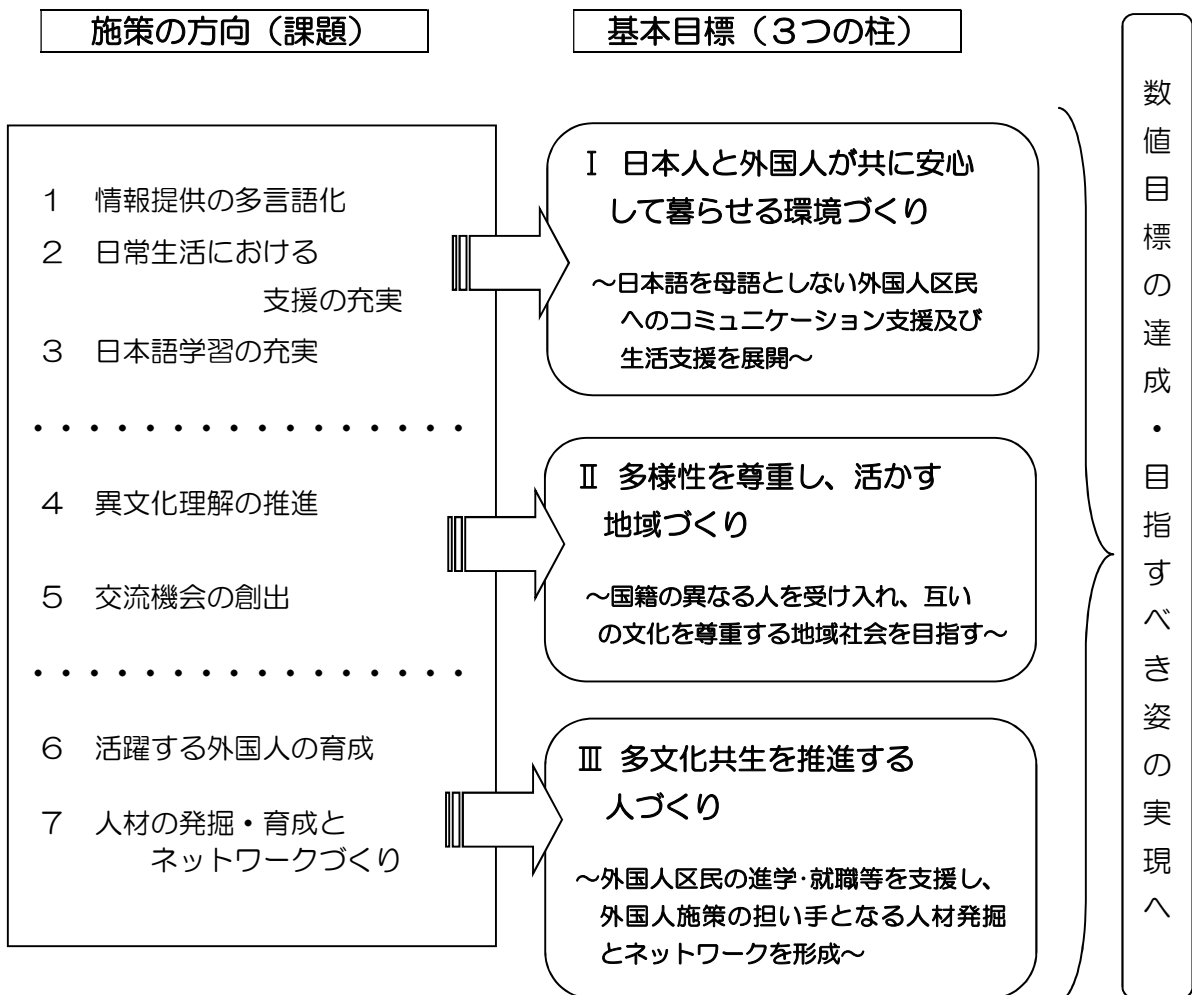
この肯定感については、基本目標2「多様性を尊重し、活かす地域づくり」の中で示しています。

(2) 基本目標（3つの視点）

基本理念（目指すべき姿）及び数値目標の達成に向けて、第3章の「現状から見た今後の課題」に基づき、次の3つの柱を基本目標に掲げました。

- 1 日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり
- 2 多様性を尊重し、活かす地域づくり
- 3 多文化共生を推進する人づくり

《指針の全体像》



4 多文化共生指針体系図

施策の方向（課題）から、重点施策（推進内容）を見出し、体系化しました。

| 基本理念 (将来像) | 基本目標 (目指すべき姿) | 施策の方向 (課題) | 重点施策 (推進内容) |
|--|------------------------------|------------------------|---------------------|
| 日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち北区 | 1 日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり | (1) 情報提供の多言語化 | ① 多言語及びやさしい日本語による対応 |
| | | | ② 行政情報や各種案内等の多言語化 |
| | | (2) 日常生活における支援の充実 | ① 相談体制の整備 |
| | | | ② 生活情報等の充実 |
| | | | ③ 外国語資料の収集及び提供 |
| | | (3) 日本語学習の充実 | ① 日本語学習を行う支援団体との連携 |
| | | | ② 外国人区民の日本語学習の推進 |
| | | | ③ 外国人児童・生徒等への学習支援 |
| | | | ④ 就学前からの教育・支援の充実 |
| | 2 多様性を尊重し、活かす地域づくり | (1) 異文化理解の推進 | ① 区民等への意識啓発 |
| | | | ② 多文化教育の推進 |
| | | | ③ 研修会等の実施 |
| | | (2) 交流機会の創出 | ① 外国人区民の地域参画の推進 |
| | ② 交流イベント等の実施 | | |
| | 3 多文化共生を推進する人づくり | (1) 活躍する外国人の育成 | ① 外国人区民の活躍と社会参加の促進 |
| ② 外国人区民の就業支援 | | | |
| ③ 外国人児童・生徒等へ学習支援（再掲） | | | |
| ④ 就学前からの教育・支援の充実（再掲） | | | |
| (2) 人材の発掘・育成とネットワークづくり | | ① 多文化社会の担い手となる人材の発掘・育成 | |
| | | ② 大学などとの連携 | |
| | | ③ 区民や支援団体等とのネットワークの形成 | |

第5章 重点施策と推進内容

基本目標1：日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり

(1) 情報提供の多言語化

外国人区民の多国籍化に伴い、行政サービスの情報提供については多言語化が求められています。英語・中国語・ハングル（韓国・朝鮮語）で表記してきたパンフレットや公共サイン（注12）等においても、一層の工夫が必要な状況です。今後は、「やさしい日本語」（注13）やイラスト、ユニバーサルデザインの活用等を図っていきます。

① 多言語及びやさしい日本語による対応

多言語による窓口対応を充実させるために、通訳クラウドや国際交流・協力のボランティアを活用していきます。また、外国人の方々に対し、母語と日本語が話せる知人が付き添って来庁すると、手続きが円滑に行えることについて、周知していきます。

【検討】

- やさしい日本語の取組み
- 通訳クラウドサービスの充実について
- 国際交流・協力のボランティア及び支援団体等の活用について

② 行政情報や各種案内等の多言語化

北区公式ホームページの自動翻訳サービスを行っています（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語）。また、区から提供するお知らせ、生活情報、行政情報などを国際交流・協力のボランティア等が翻訳・多言語化していきます。

【推進】

- 北区国際交流紙“Global Thinking”（グローバルシンキング）の内容充実
- 業務案内等の多言語化の推進
- 国際協力団体や企業等が開発した「情報アプリ」及び「情報サイト」の活用

【検討】

- 「やさしい日本語」普及事業（職員研修・講座等）の実施

注12) 公共サイン：不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置するもの。

注13) やさしい日本語：難しい単語を使わないなど、外国人のためにわかりやすく工夫をした日本語で、漢字の熟語はできるだけ避け、さらに、短い文章に分け、意味をわかりやすくしたもの。

(2) 日常生活における支援の充実

北区では、ごみの出し方などをはじめ、外国人区民の生活に必要な情報を多言語化し、窓口等で配布し周知を図っています。しかし、依然として、行政情報の理解不足等が指摘されていることを踏まえ、より多くの外国人区民に周知を図るため、効果的な情報発信のあり方を検討し、丁寧に対応していくことが課題です。

また、区民まつり国際ふれあい広場で実施した、アンケート調査では、「北区は住みやすいと思う」が46%、「やや思う」が49%という結果であり、外国人にとって“住みやすいまち”のようです。そのことから、さまざまな機会を捉え、日本のルールを伝える必要があります。

① 相談体制の整備

外国人区民を対象に日常生活上の諸課題について、情報提供するとともに、英語及び中国語で、専門相談員が相談に応じています。

今後、相談件数など実績に応じて、多言語化も含めた検討を進めていきます。

【検討】

- 外国人相談の多言語対応等
- 身近な総合相談窓口の設置

※総合相談（注 14）

② 生活情報等の充実

地域で日本人とともに安心して暮らすために、防災、住宅、労働、医療、福祉及び教育などの生活情報等、各分野の確実な情報提供を図ります。

例えば、外国人区民向けに多言語（英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語））で「家庭ごみの正しい出し方」のパンフレットを作成し、清掃事務所で随時配布しています。

また、庁舎においては、案内図を英語、中国語で作成していますが、今後は、緊急時・災害時に備え、外国人にわかりやすいイラストや表記について研究していきます。

多言語による資料やパンフレットの作成等については、必要に応じて、国際交流協力ボランティアによる翻訳をはじめ、通訳を通じて伝えていきます。

とくに、防災対策については、外国人区民に適切な支援を行うとともに、防災講座や地域の防災訓練への参加を促す等、自助力の向上（自分で自分を助ける）、さらには共助（家族、企業や地域で共に助け合う）のための意識啓発を行います。

※公助：行政による救助・支援のこと

注 14) 総合相談：地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、制度・サービスの有無にかかわらず生活にかかわるあらゆる問題へ対応すること

【推 進】

- 外国語版及び「やさしい日本語」によるパンフレット等の作成・配付
- 東京都の実施事業を含む防災訓練等への参加促進

【検 討】

- SNSによる情報発信
- 国際協力団体等のサイトと連携した情報提供

③ 外国語資料の収集及び提供

外国人区民のための生涯学習の機会や趣味を広げてもらえるよう、中央図書館、滝野川図書館及び赤羽図書館では、「国際コーナー」を設置し、外国語図書、雑誌の貸出を行っています。

また、国際交流・協力ボランティアの協力で、区内在住の外国人の幼児（3歳程度）から小学校低学年と保護者を対象に英語による「おはなし会」を開催しています。中央図書館で進めている北区の歴史の紹介では、多くの外国人の方に北区への愛着や関心をもってもらうために、今後、外国語に翻訳した刊行物を発行する予定であり、外国人区民を対象とした取組みを推進しています。

【推 進】

- 国際コーナー（中央図書館）の利用促進に向けたPR
- 外国語書籍を貸し出している地区図書館のPR
- 「TOKYO 北区のKITA みち～目で見ると見る北区の歴史～」外国語版の編集
- 外国語書籍等の充実
- 図書館における国際交流・協力ボランティアの活用

(3) 日本語学習の充実

外国人区民の中には、日本語がわからない人も多くいるため、情報が正確に伝わらないことにより、日常生活において誤解やトラブル等が生じています。

日本人とのコミュニケーションを図るためには、日本語の習得は欠かせませんが、日本語を学習する機会に恵まれず、コミュニケーションに困難を抱える外国人区民も多く存在しています。

多国籍化の現状を見据え、コミュニケーションの壁を解消するためには、日本語学習の機会の拡充が求められています。

さらに、外国語を母語とする保護者の子が、幼児期（就学前）から日本語学習を受けておくことは、就学後の発育とともに、将来の進学や就職、さらには地域社会での活躍などに大きく影響します。

① 日本語学習を行う支援団体との連携

日本語学習の機会を提供する支援団体との情報交換会やボランティアとの連携をはかり、新たなボランティアを募るなど、外国人区民の支援体制について検討を進めます。

【推 進】

- NPO・ボランティアぷらざとの連携
- 文化センターとの連携

【検 討】

- 日本語学習の実施状況の把握及び実施が必要な地域における支援
- （仮称）日本語学習支援ボランティアの募集

② 外国人区民の日本語学習の推進

外国語を母語とする保護者の子の日本語学習をはじめ、日本語を学ぶことは、日本人区民とのコミュニケーションを図るうえで、たいへん重要です。

そこで、支援団体が行っている日本語学習の場について広報するとともに、文化センター等で実施している外国人区民向けの講座への参加を積極的にPRします。

【推 進】

- 日本語学習に関する情報発信

【検 討】

- 日本語学習の場の確保

③ 外国人児童・生徒等への学習支援

「北区教育ビジョン」では、「義務教育の9年間は将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期」としていることから、外国人区民の子どもたちが日本語を理解するための学習支援を行っていきます。

近年は外国人の児童・生徒数が増加しているため、日本語教育をはじめ、学習支援の充実が求められています。

【推 進】

- 小学校3年生以上で、日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教える「日本語適応指導教室」を設置 ※日本語適応指導教室設置校（中学校1校、小学校2校）
- 小学校1，2年生並びに小学校3年生以上で、通級が困難な児童・生徒に対し、在籍校へ日本語適応指導員を派遣

【検 討】

- 増加する外国人児童・生徒等に対する日本語適応指導の充実

④ 就学前からの教育・支援の充実

就学前における日本語や日本の生活・文化に触れる機会の充実を図ります。

また、幼稚園・保育園での教育・保育により、早い段階からコミュニケーション能力の獲得と共に就学につなげていきます。

【推 進】

○外国人区民の子どもの学習支援を行っている支援団体との連携

【検 討】

○就学前の子どもの保護者向け支援

○就学への誘導を兼ね備えた学習支援

基本目標 2：多様性を尊重し、活かす地域づくり

(1) 異文化理解の推進

多文化共生の意識啓発に並行して、自国の文化や習慣等を大切にしながら、互いの多様性を認め合う「異文化理解」について推進していくことが課題です。

国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会を実現するための基本であり、外国文化体験事業や区職員向けの研修、区民対象の啓発イベント等を継続的に行う必要があります。

また、日頃から、外国人区民とコミュニケーションをとり、交流する機会がある日本人区民を増やすために、福祉や教育、地域活動など、様々な分野で接点を見出す必要があります。

① 区民等への意識啓発

多文化共生に向けた施策を着実に進めていくためには、区民全体を対象として促す「意識啓発」にあると考えます。本指針では、互いの偏見をなくし、相互の肯定感を持つことについて、数値目標として定めています。

【推 進】

○多文化共生PR強化月間の設置

学校や地域、支援団体等の協力を得ながら、対外的にアピールします。

また、一般財団法人自治体国際化協会の協力を得て、講演やパネル展示等を実施していくことについても併せて検討します。

○人権週間及び平和祈念週間等の活用

国際化推進事業の関連施策である人権や平和祈念の行事等を通じて、積極的にアピールするとともに、国際化施策の展示などさまざまな機会を捉えて実施していきます。

○東京都などが実施する事業のPR

② 多文化教育の推進

区教育委員会では、国際理解教育推進プロジェクト及びグローバル人材育成プロジェクトとして、国際社会に生きる日本人を育成するため、人権尊重の精神の育成を基にした人間理解や自国及び世界の伝統・文化の理解、英語力やコミュニケーション能力を育成しています。 ※多文化教育（注 15）

【推 進】

○国際理解に関する授業

学校における総合的な学習の時間や「道徳」「社会科」の授業などで、多文化理解に関する授業を行っています。また、日本伝統文化教育（茶道、華道、着付、相撲等）を実施しています。

③ 研修会等の実施

互いの多様性への理解を深めるため、区民向けに多文化教育を中心とした研修について検討を行います。

まずは、窓口などにおける外国人区民との接遇をはじめ、区職員を対象とした研修会等を実施します。

【推 進】

○（仮称）多文化共生研修の実施

関係機関による専門講師の派遣などを活用して、職層や担当業務に応じた研修を実施します。また、研修において、「やさしい日本語」の講習会も実施していきます。

○外国人区民による外国語講座の実施

（2）交流機会の創出

区では、「地域のきずなづくり」を最重要課題の一つとしていることから、外国人区民の方々にも北区に愛着を持って暮らしていただけるよう、日本人区民との交流機会を創出することにより、互いの多様性を認め合う地域づくりを推進していく必要があります。

用語解説

注 15) ・「多文化教育」：地域に住んでいる外国人居住者のことを理解する教育のこと。

外国の文化を紹介するような「国際理解教育」とは異なる。

- ・多文化教育：その地域社会に住んでいる外国出身者の文化を含め理解し、また、外国から来た人が、地域社会のことを理解していくことも含めてお互いの文化を理解していくこと。

① 外国人区民の地域参画の推進

外国人区民が町会・自治会やPTA、地域行事に参加し、さらには地域の担い手（役員等）として、地域の様々な場で活躍することが期待されています。互いの顔が見える関係を構築することで、お互いの生活習慣を理解でき、相談や情報交換もしやすくなるだけでなく、地域の活性化が図られます。

また、区政モニター（注 16）への外国人区民の参加についても、地域参画の推進に向けた方策の一つと捉え、検討を進めます。

【推 進】

- 先進的な町会・自治会の事例を参考とした地域参画

【検 討】

- 外国人モニターの設置
- 地域活動に関する多言語又はやさしい日本語での案内パンフレット配付

② 交流イベント等の実施

区では、異文化体験交流事業の一環として、外国人区民向けに、日本文化を紹介するイベントを行い、お茶、生け花、琴、折り紙の体験を行っています。

また、毎年10月に実施される「ふるさと北区区民まつり」において、国際協力団体の協力による「国際ふれあい広場」を設け、他国の料理やパフォーマンスなどを楽しむ交流の場となっています。

区民主体の多文化共生事業として、外国人の支援団体（ボランティア）によるさまざまな事業実施を促進していきます。

また、大学・日本語学校などの留学生が参加している短期国際交流事業や、東京国際フランス学園と学校・地域との交流事業は、相互理解を深めるために、効果的な取り組みであり、今後、さらなる推進を検討していきます。

【推 進】

- 日本及び外国文化体験イベントの開催
- 区民まつり（国際ふれあい広場）のPR及び参加促進
- 東京都や関係機関が実施するイベントのPR
- 大学及び日本語学校などと連携した留学生との交流事業

【検 討】

- （仮称）異文化交流会の実施

注 16) 区政モニター：区政に対する区民の方の実情、要望、意見などを組織的、継続的に収集し、区政に反映させるための制度。

③ 交流イベント等の実施

区では、異文化体験交流事業の一環として、外国人区民向けに、日本文化を紹介するイベントを行い、お茶、生け花、琴、折り紙の体験を行っています。

また、毎年10月に実施される「ふるさと北区区民まつり」において、国際協力団体の協力による「国際ふれあい広場」を設け、他国の料理やパフォーマンスなどを楽しむ交流の場となっています。

区民主体の多文化共生事業として、外国人の支援団体（ボランティア）によるさまざまな事業実施を促進していきます。

また、大学・日本語学校などの留学生が参加している短期国際交流事業や、東京国際フランス学園と学校・地域との交流事業は、相互理解を深めるために、効果的な取り組みであり、今後、さらなる推進を検討していきます。

【推 進】

- 日本及び外国文化体験イベントの開催
- 区民まつり（国際ふれあい広場）のPR及び参加促進
- 東京都や関係機関が実施するイベントのPR
- 大学及び日本語学校などと連携した留学生との交流事業

【検 討】

- （仮称）異文化交流会の実施

基本目標3：多文化共生を推進する人づくり

（1）活躍する外国人の育成

外国人区民は支援の対象である一方、外国人ならではの視点や文化・経験を活かして活躍することが期待されます。

さらに、外国人区民の就業・就労機会を確保することや、働きながら地域やNPO・ボランティアなどの団体活動に参加することなど、外国人区民に社会参画を促していくことも大切です。

① 外国人区民の活躍と社会参加の促進

外国人区民の子育てや教育、仕事などを通じて、地域社会とつながりをもって暮らしています。

地域社会に貢献できる外国人区民を育成していくために、外国人向けボランティア講座を行うなど、さらなる活躍を期待するものです。

【検 討】

- 外国人区民向けボランティア講座

② 外国人区民の就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークや産業団体などと連携する必要があります。また、外国人労働者の就業環境の改善、地元企業の理解や意識啓発も大切です。

外国人の発想を活かして活躍できるように、情報提供など、日本人区民と同様に外国人区民の起業支援も推進します。

【推 進】

○外国人区民の起業・就労支援

【検 討】

○ハローワークや区内企業等との連携

③ 外国人児童・生徒への学習支援（再掲）

④ 就学前からの教育・支援の充実（再掲）

（2）人材の発掘・育成とネットワークづくり

区内には、外国人への日本語学習支援や交流事業などを行っている NPO 法人やボランティア団体（本指針で「支援団体」と表記）があります。

多文化共生を推進するためには、行政や学校だけでは限界があることから、中間的な立場で外国人を支援する区民など（キーパーソン）の発掘・育成とともに、多文化共生を推進するために、ネットワークを形成する必要があります。

① 多文化社会の担い手となる人材の発掘・育成

日本人と外国人を結ぶ主体と連携し、様々な交流事業を展開する中で、日本に住み慣れている外国人区民が日本人区民とともに、イベントの担い手となり活躍しています。外国人支援を長く続けている区民の中から、外国人の自立や社会参画を促す主体となる「キーパーソン」を発掘し、多文化共生に向けて課題解決を図っていく必要があります。

今後も、外国人人口の増加に伴い、ますますその必要性が高まっていくと見込まれるため、キーパーソン及びキーパーソンとなり得る人材の育成に努めます。

【推 進】

○国際交流協力ボランティアの充実

○NPO・ボランティアぷらざとの連携（再掲）

【検 討】

○多文化共生コーディネーター（注 17）研修への参加

注 17) 多文化コーディネーター：多言語・多文化化によって起こる様々な課題に、多様な人々・組織・機関との連携協働で対応していける人材

② 大学などとの連携

これまでも包括協定（注 18）を締結している大学や区内の日本語学校などの協力を得て、留学生と区民が交流するなど、関係づくりを図ってきましたが、在留資格のトップが「留学」であることをチャンスと捉え、より一層の交流を図り、多文化共生に向けた協力を促していきます。

また、留学生との交流事業に参加している大学や日本語学校、区立小・中学校と交流を行っている東京国際フランス学園についても貴重な資源であり、連携を図っていきます。

【推 進】

- 大学・日本語学校・外国人学校などとの連携強化
- 留学生のボランティア参加

【検 討】

- 大学生などと連携した多文化共生事業の実施

③ 区民や支援団体等とのネットワークの形成

多文化共生については、北区にとってたいへん重要な課題である一方、行政だけでは限界があることから、区民や支援団体が緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

そのため、キーパーソンを中心とした多様な人材や支援団体等によるネットワーク（（仮称）北区多文化共生ネットワーク）を形成していきます。

【推 進】

- 関係機関との情報交換
- 区が実施する「政策提案協働事業」などの活用

【検 討】

- （仮称）北区多文化共生ネットワークの形成

注 18) 包括協定：特定の事柄のみに留まらず関連する事項全般において協力・連携の関係を築くことを旨とする協定、包括的な連携関係を構築するための協定

第6章 多文化共生に向けた推進体制

1 推進体制の構築

本指針における各施策を効果的に実施していくために、庁内の推進機関として、北区長を長とする（仮称）多文化共生推進本部を設置します。当該本部において、多文化共生指針の進捗管理を行うこととし、指針の実効性を確保します。

この本部のもとに、多文化共生指針に基づき、行動計画を策定し、区全体の取組みとして、区の各部署が多文化共生を推進していきます。

また、多文化共生を推進する専管組織を区に設置することについて検討します。

さらに、外国人区民を含む区民参加により、指針の進捗管理と見直しを行う仕組みについて検討します。

2 区民や支援団体等との連携・協働の推進

多文化共生はさまざまな分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたり、区民をはじめ、地域団体、NPO・支援団体、大学、企業など、多様な主体との連携や協働は欠かせないものです。

区は、多くの主体が加わったネットワークを形成して、多様な主体との連携・協働を推進します。

さらに、ネットワークを形成する中で、区と区民・支援団体等との間に入り、多文化共生を担う中間支援組織の立ち上げに向けて支援をしていきます。

3 国や東京都などとの連携

多文化共生を効果的に推進していくために、国や東京都と連携していく必要があります。国や東京都のほか、一般財団法人自治体国際化協会、東京都国際交流委員会などと連携していきます。

また、東京圏では多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体も多いため、広域的なエリアで連携を図っていく必要があります。

外国人の割合が高い周辺自治体などとの情報交換をはじめ、他区市や地域国際化協会などと連携した多文化共生施策について研究していきます。